

案

令和5年 月 日

墨田区長

山 本 亨 様

墨田区男女共同参画推進委員会

会 長 椎 名 美 恵 子

墨田区男女共同参画推進プラン改定に伴う見直しに係る検討について（答申）

令和4年5月17日付4墨総人第1号により諮問された墨田区男女共同参画推進プラン改定に伴う見直しについて、別紙のとおり答申いたします。

墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）

答申

2023年（令和5年）1月25日

墨田区

はじめに

墨田区は1993（平成5）年に「21世紀へ向けた女性問題を解決するための墨田区行動計画」、1999（平成11）年に「墨田区男女平等推進プラン」、2004（平成16）年に「墨田区男女共同参画推進プラン」を策定し、2006（平成18）年4月には「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」が施行されました。プラン策定以降5年ごとに時代背景やわが区の現状に即したプラン改定を行っており、今回も区長からプラン改定に関する諮問を受けました。

現在の「墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）」は2023（令和5）年度に計画期間が終了することから、「墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）」の策定が予定されています。2023（令和5）年4月に施行予定の「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」は、さらなる男女共同参画と多様な性の尊重を包摂した条例であり、当該条例を踏まえた施策を着実に進める必要があります。

社会情勢の変化を踏まえ、区民との意見交換会を開催してきた中で寄せられた意見等により明らかになった課題や区民や事業所を対象とした調査を基に、審議を重ねた結果、新たなプラン策定にあたっての基本的な考え方について答申をまとめました。

この答申を踏まえた新たなプランが策定されることで、男女共同参画の取組がより有効的、計画的に推進されることを期待します。

2023（令和5）年1月

墨田区男女共同参画推進委員会
会 長 椎名 美恵子

目 次

I	墨田区男女共同参画推進プラン見直しの基本的な考え方	1
1	墨田区女性と男性の共同参画基本条例の改正について	1
2	プランの位置づけ	2
3	プラン策定基本方針、プラン基本理念	3
	【1】プラン策定基本方針	3
	【2】第6次推進プランの基本理念	4
4	社会情勢と国・都・区の取組	5
	【1】社会情勢の変化	5
	【2】国の動き	5
	【3】都の動き	6
	【4】区の動き	6
5	墨田区をとりまく状況	7
	【1】人口等の推移	7
	【2】就業に関する現状	12
	【3】区内事業所の状況	13
6	男女共同参画の視点で取り組むべき事項	16
	【1】多様な性の理解と尊重	16
	【2】男女共同参画の意識づくり	16
	【3】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	16
	【4】女性活躍の推進	17
	【5】誰もが安心して暮らせる社会の実現	17
II	施策の体系図	18
III	基本目標における施策の方向性と課題	20
	基本目標 1 人権と多様性が尊重されるまち すみだ	20
	1 現状認識	20
	2 施策への提案	22
	基本目標 2 性別に関わらず誰もが輝きともに活躍できるまち すみだ	
	【女性活躍推進計画】	23
	1 現状認識	23
	2 施策への提案	25
	基本目標 3 あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまちすみだ	26
	1 現状認識	26
	2 施策への提案	28

基本目標 4 区、区民、事業者等が力を合わせ、互いに連携して

	課題に取り組むまち すみだ.....	29
1	現状認識	29
2	施策への提案.....	30
IV	関係資料.....	31
1	墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例.....	31
2	国・都の計画(概要)	35
3	墨田区男女共同参画推進委員会委員名簿.....	37
4	プラン見直し部会開催状況.....	38

I 墨田区男女共同参画推進プラン見直しの基本的な考え方

1 墨田区女性と男性の共同参画基本条例の改正について

1946（昭和21）年に日本国憲法が制定され、第14条において、すべての国民は法の下に平等であり、性別によって差別されないことと定められています。1999（平成11）年には、日本国憲法に基づく男女平等を前提として「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

2015（平成27）年には、国際連合総会で「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。そのアジェンダ（行動指針）で掲げられた17の「持続可能な開発目標（SDGs）」の1つに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が含まれています。また、国のSDGs実施指針においても、2019（令和元）年の改定で「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」が8分野の優先課題のうち1番目に示されるようになりました。

区では、2006（平成18）年4月に「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を施行し、男女共同参画の推進としてジェンダー平等に取り組んできました。2022（令和4）年7月に策定された「墨田区基本計画」においては、すべての人々が多様性を認め合い、人権を尊重する共生社会をつくるために、男女共同参画及び多様な性を尊重する施策に取り組むこととしています。

依然として残る女性と男性の格差の解消と、多様な性を尊重する男女共同参画社会の実現を目指し、この新たな政策を着実に進めるために、2022（令和4）年9月に「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」が公布され、2023（令和5）年4月から施行されます。区内には性別や国籍、宗教等、さまざまな属性の人が集まっており、互いを尊重し、認め合うことが大切です。そして、人の性のあり方は多様であり、性的指向や性自認も人それぞれです。区では、一人一人が多様な性のあり方を理解・尊重し、誰もが共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指しています。

次期プランはこの条例に基づき、墨田区の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進することを期待します。

～ 性の多様性について ～

性のあり方は多様で、女性、男性だけではなく、性的指向、性自認、性別表現等は人それぞれです。性のあり方を示す4つの要素を理解することが大切です。

◇からだの性：からだのつくりや生物学的特徴、出生時や出生届時などに割り当てられる性別

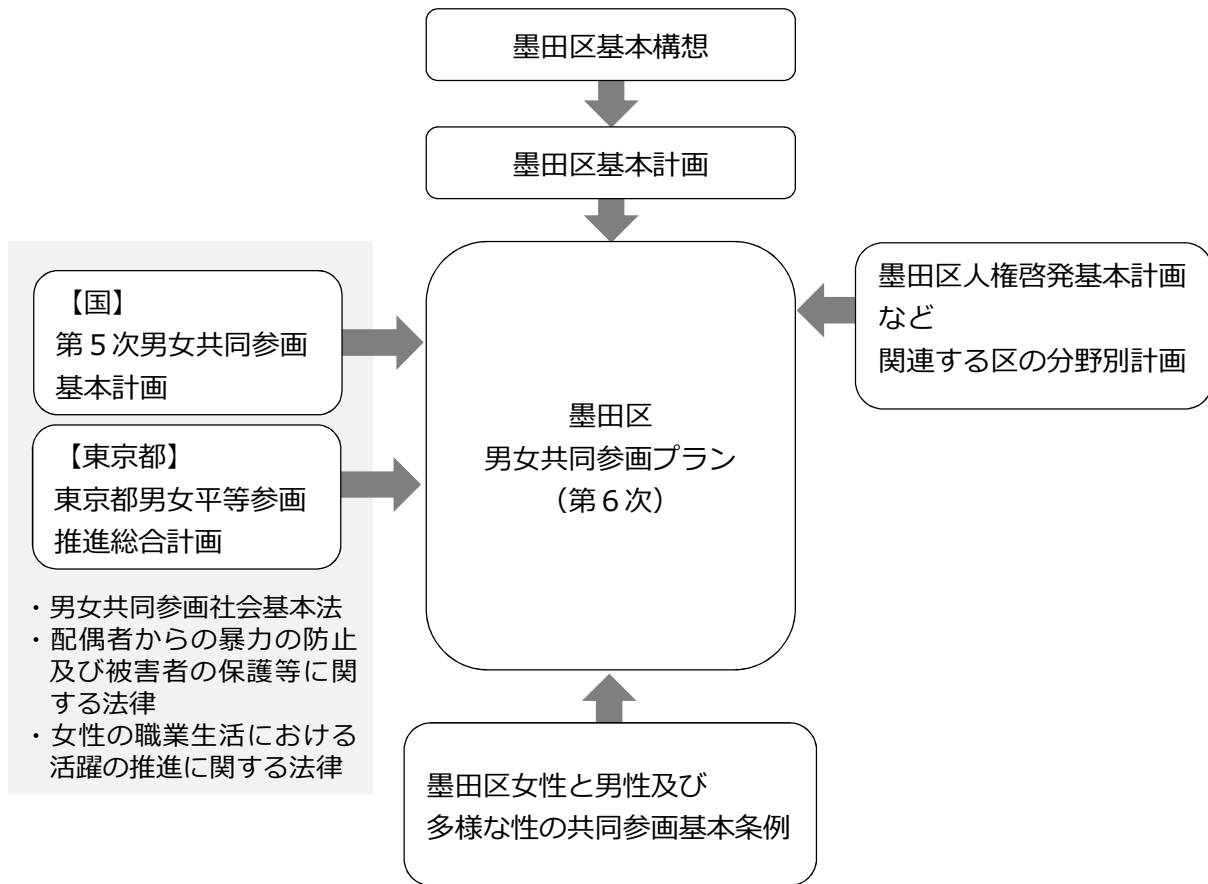
◇性的指向：恋愛感情や性愛感情がどのような対象に向かうのか、又は向かわないのか

◇性自認：自分の性をどのように認識しているか

◇性別表現：言葉づかい、服装、しぐさ等から見る社会的な性別をどう表現するか

2 プランの位置づけ

次期プランの位置づけを整理すると次のようになります。



次期プランは次のような性格をもっていることを念頭に、「墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）」（以下、「第5次推進プラン」という。）の内容を見直し、必要な施策を加えて策定するものです。

- ①このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- ②このプランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含して策定するものです。
- ③このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含して策定するものです。
- ④このプランは、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」第11条に基づき策定する計画です。
- ⑤このプランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」、都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
- ⑥このプランは、区の「墨田区基本計画」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。

3 プラン策定基本方針、プラン基本理念

【1】プラン策定基本方針

(1) 第5次推進プランの総括

①取組への評価

第5次推進プランでは、所管課評価において事業数を厳選したことで事業企画の評価が焦点化され、経年的な推進が可視化されました。また、性的指向・性自認に関する人権問題を新たに加えて墨田区人権啓発基本計画が策定され、進展がうかがえます。

各事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面や集会形式の事業実施に制約がありましたが、遠隔からの活動やweb・HP・パンフレット等の多様な情報発信により啓発事業が行われました。DV被害や虐待など複雑化・深刻化する事態への支援対応に進捗があり、性別によらない子育て支援や若年求職者の就労支援事業についても継続して実施されました。

②所管課評価の充実

第5次推進プランでは、毎年すべての事業について所管課が、各事業の「男女共同参画の視点でめざす効果」を明らかにし、それに基づく前年度実施状況の自己評価が行なわれました。その内容に対して、男女共同参画推進委員会で「基本目標に対する効果」を施策の方向ごとに評価し、それを踏まえて課題の総合的な評価と、プラン全体の総括評価を行いました。

施策の推進状況を「見える化」する上で重要な取組ですが、事業充実の評価精度の向上のために、計画や実績について可能なかぎり数値や具体的内容を記載することが必要です。特に低評価事業については、当該年度計画の改善に関連付けた次年度計画の立案などの工夫が必要です。

③事業実績数値の経年評価の導入

所管課評価においては数値での実績評価を行っていますが、数値の分析所見を記載し、経年評価をしていくことが必要です。また、事業実施規模の墨田区全体に対する施策効果の確認など、資料に基づいて検討した所見を期待します。

④評価対象事業の新設と担当部署間の連携強化

男女共同参画の視点を持って対応すべき課題は、社会の中で多様な分野に渡ります。依然として残る課題だけでなく、社会情勢の変化による新たな課題への対応として、防災・避難所での人権課題や、高齢者介護を支える男女協働について、評価対象事業を新設する必要があると考えます。また、高齢者の介護疲弊によるDVへの対応など、複数の事業や担当部署間の連携を必要とする事業についても、評価方法について検討が必要です。

(2) 新推進プラン策定の基本方針

以上の総括を基に、事業の実施により推進してきた第5次推進プランにおける実施目標の一層の推進と展開とともに、地域の特性を踏まえた「すみだ」らしい推進プランとする姿勢を引き継ぐことを求めます。その上で、次期プランの策定に際しては、高齢者・障害のある人・外国籍の人の生活・コミュニケーション支援や、防災・避難所運営における人権等の現代における社会的な課題や、女性管理職や区の審議会委員任用など施策決定に係る女性の活躍推進への要請等、様々な社会的課題に男女共同参画の視点から対応するための施策を盛り込んで策定することを求めます。

【2】第6次推進プランの基本理念

区では、2023（令和5）年4月に「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」の施行を予定しており、その条例において男女共同参画を推進するための基本的な考え方を基本理念として定めています。

この計画では、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」に示された基本理念を、計画の視点として位置付けるとともに、「墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）」で掲げた基本理念を踏襲し、多様な性を尊重し、誰もが共に責任を分かち合える男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進していくことを期待します。

<第6次推進プランの基本理念>

認め合い 支え合い とともに創るまち すみだ

～ すみだの男女共同参画※社会の実現 ～

地域の中で、互いが差別なく多様性と人権を尊重し、新しい時代に向かって、すべての人がともに活躍する男女共同参画社会の実現を目指します。

※「すみだの男女共同参画」とは、さらなる男女共同参画の推進に多様な性の尊重を包摂しています。



墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例（基本理念）

- (1) 全ての人が性別等に起因する差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。
- (2) 全ての人の性的指向又は性自認が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。
- (3) 全ての人が性別等による役割の固定化をもたらす社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- (4) 性別等にかかわらず、全ての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- (5) 結婚、妊娠、出産、育児その他の経験の有無を問わず、個人の自己決定が尊重され、全ての人の生き方を尊重し合うこと。
- (6) 家庭において、全ての人が対等な構成員として、その人権を尊重し合い、かつ、協力し合うこと。
- (7) 性別等にかかわらず、全ての人が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- (8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

4 社会情勢と国・都・区の取組

【1】社会情勢の変化

人生100年時代を迎え、共働き世帯の増加や女性の就業率の上昇傾向が見受けられ、家族の形や人生の在り方は多様化しています。その中で、性別にかかわらず一人一人が個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現は重要な課題となっています。

しかし、2020（令和2）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界中で男女共同参画に関する様々な課題が顕在化しました。DVや性暴力の増加・深刻化や、女性の非正規雇用の状況及びサービス業従事における収入への深刻な影響、女性の自殺者の増加など、女性の生活に大きな影響を及ぼしています。

【2】国の動き

2018（平成30）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すよう取組が進められています。また、2019（令和元）年には女性活躍推進法が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大などが順次施行されるなど、女性活躍にかかる取組も進められてきました。

しかし、世界経済フォーラムの発表する「ジェンダーギャップ指数2022」では、日本は146カ国中116位と先進国の中では最低となっており、特に政治・経済への女性参画で後れを取っており、より一層の取組の推進が求められています。

2020（令和2）年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、「女性登用や意思決定過程への女性参画の一層の加速」、「生活の場（地域・家庭）における男女共同参画の一層の推進」、「女性に対する暴力の予防・根絶」、「高齢者単身・ひとり親世帯など、生活上の困難を抱えるすべての女性への支援」、「防災・復興における男女共同参画の視点の一層の強化」、「SDGsのすべての目標の実現に必要なジェンダー平等の実現及びジェンダー視点の主流化」といった課題が強調されました。

また、2022（令和4）年4月には「女性デジタル人材育成プラン」が決定し、就労に直結するデジタルスキルを身に着けた女性デジタル人材の育成を強化するとしています。同年5月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、女性は日常生活を営む上で女性であることにより様々な問題に直面することが多いため、人権が尊重され、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現を目的として、支援施策を推進することが掲げられました。

【3】都の動き

2022（令和4）年3月に「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されました。「女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、だれにとっても住みやすい社会の実現」を目指すべき男女平等参画社会のあり方として、「男女平等参画推進に向け、企業を取組を加速させるとともに、家庭・職場などあらゆる場面での意識改革等を促していく」ことを基本的考え方として示し、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」、「配偶者暴力対策」を3つの柱として掲げています。

また、2019（令和元）年12月には、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定され、性的指向・性自認に関して、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を明らかにしています。

2022（令和4）年11月からは、「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用が始まりました。知事から発行された証明書により、都営住宅の入居等に加え、都職員向けの福利厚生制度等で婚姻等と同様のサービスが受けられます。

【4】区の動き

2021（令和3）年度に「SDGs未来都市」と「自治体SDGsモデル事業」に選定されたことを受け、SDGs未来都市すみだとして、ジェンダー平等に向けてより一層の取組の強化が求められています。

2022（令和4）年には「墨田区基本計画」が改定され、「すべての人々が多様性を認め合い、人権を尊重する共生社会をつくる」というこれまでの人権政策をさらに発展させた政策が設けられました。意識啓発・人材育成等の取組を進め、男女共同参画の推進と性の多様性の尊重に取り組むとしています。

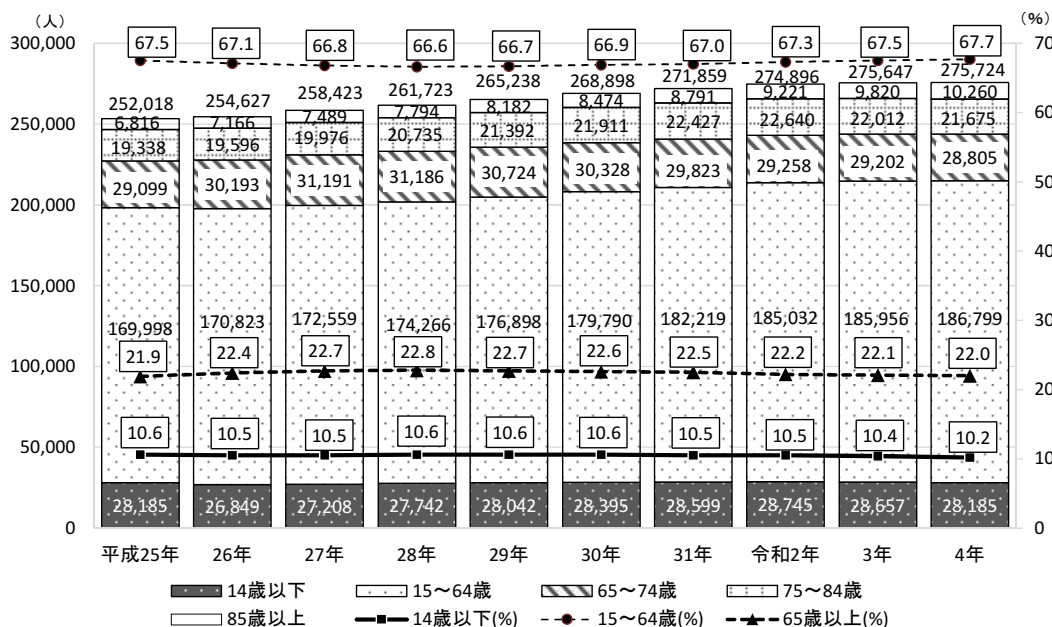
また、2005（平成17）年に制定された「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を、多様性を踏まえた男女共同参画を推進するために「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」に改正し、2023（令和5）年4月から施行予定です。

5 墨田区をとりまく状況

【1】人口等の推移

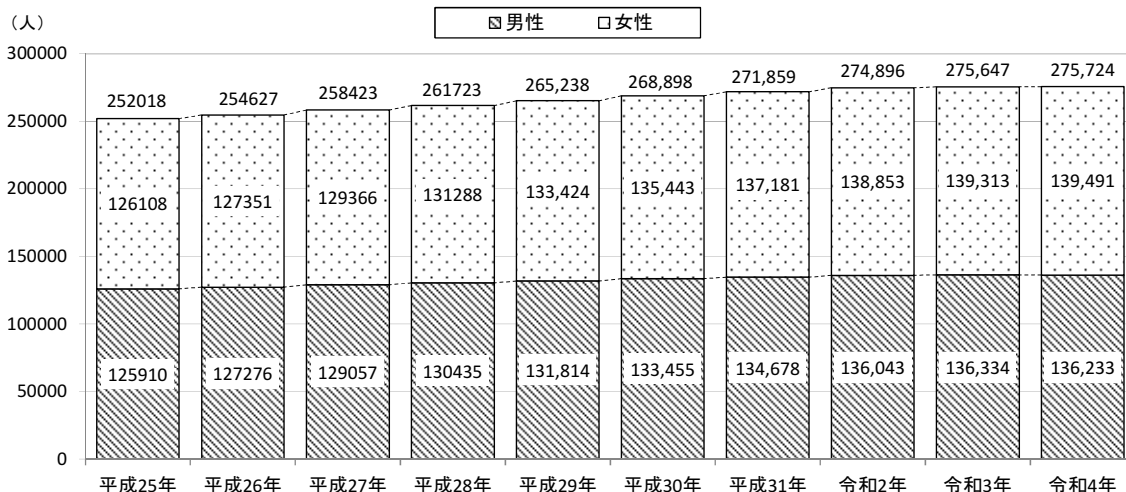
●人口推移

【年齢別人口】



資料：墨田区住民基本台帳（各年1月1日）を基に作成

【男女別人口】



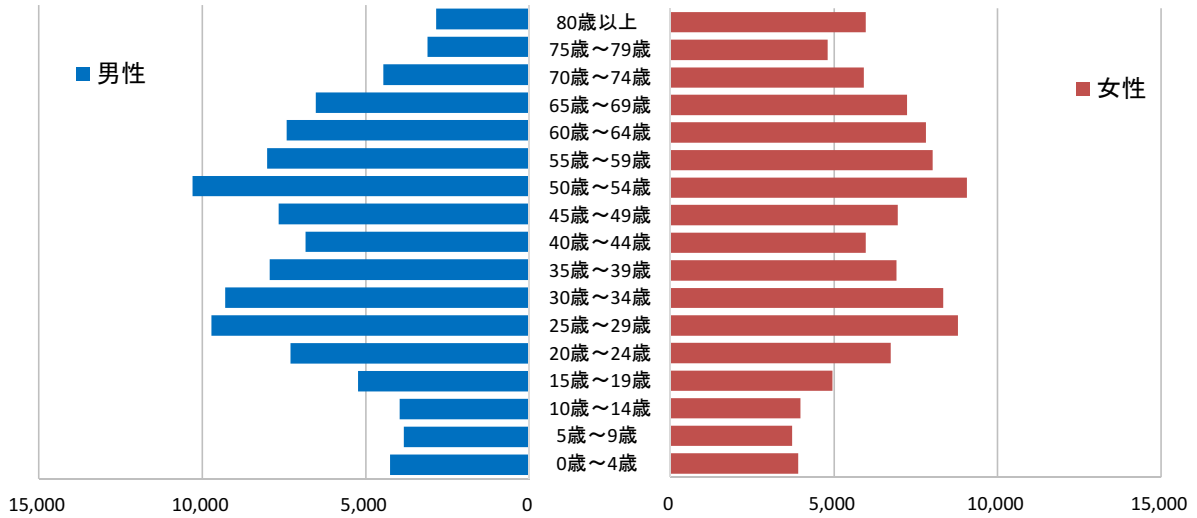
資料：墨田区住民基本台帳（各年1月1日）を基に作成

人口は増加傾向が続き、2022（令和4）年1月1日現在、275,724人となっています。
 年齢別人口の構成比は、直近5年間で大きな変化はなく、2022（令和4）年1月1日現在、年少人口（0～14歳）は10.2%、生産年齢人口（15～64歳）は67.7%、高齢者人口（65歳以上）は22.0%となっています。また、高齢者人口のうち、65～74歳は2015（平成27）年をピークに減少傾向にあります、85歳以上は直近10年間で増加傾向にあります。

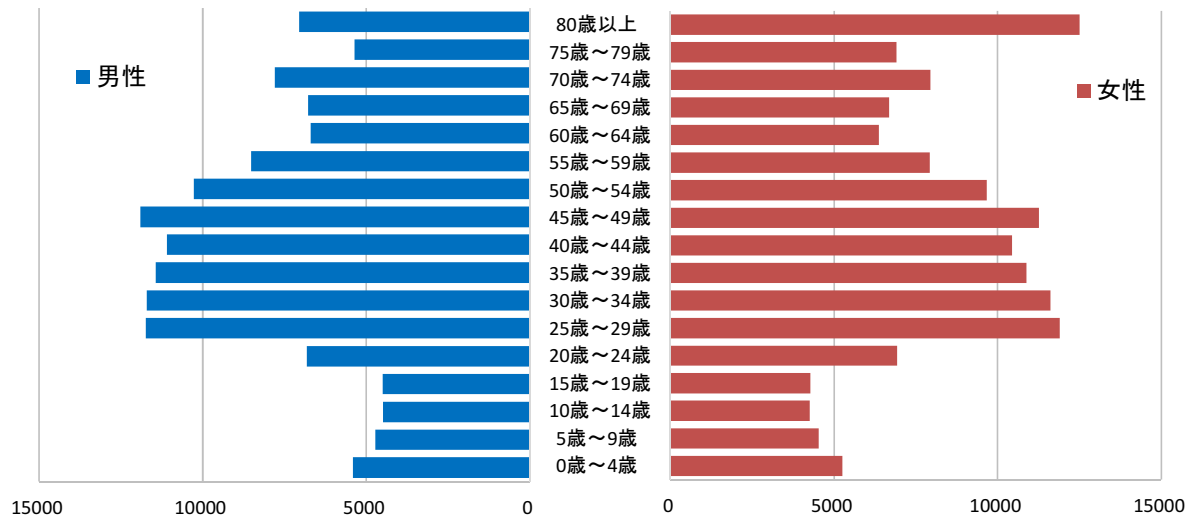
男女比では、2022（令和4）年1月1日現在、女性が139,491人、男性が136,233人で、女性が男性を3,258人上回っています。

【人口ピラミッド（5歳階級別年齢人口）】

2001(平成13年)



2021(令和3年)

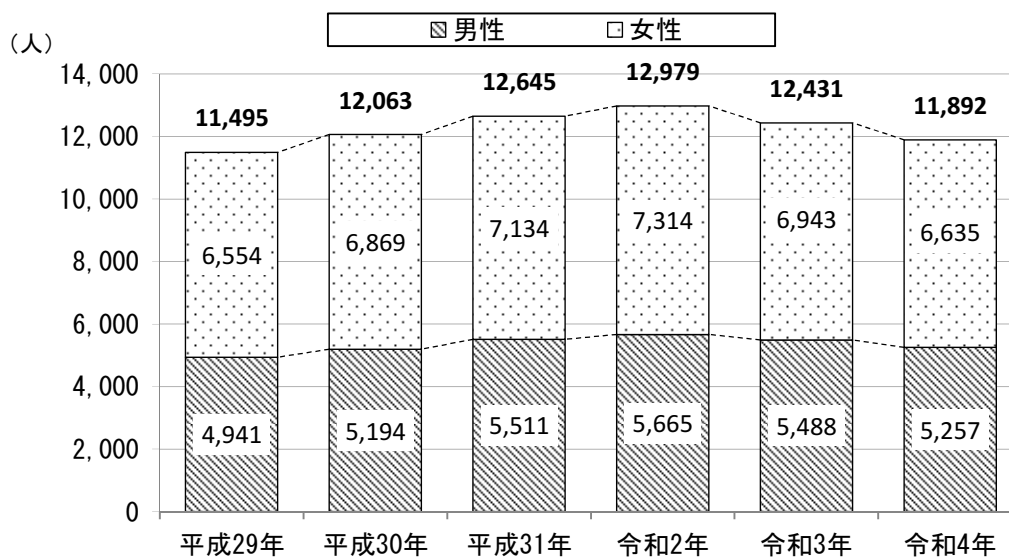


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数を基に作成

人口ピラミッド（5歳階級別年齢人口）をみると、総人口が増加したことにより、全体的に人口ピラミッドが大きくなったことがうかがえます。また、2001（平成13）年と比較すると、男女ともに25～49歳が他の年代に比べて大きく増加しており、生産年齢人口の増加が見られます。一方で、80歳以上の高齢者層も増加しており、高齢化の進展がうかがえます。

* 2001（平成13）年は3月31日現在、2021（令和3）年は1月1日現在の住民基本台帳世帯数を示しています。

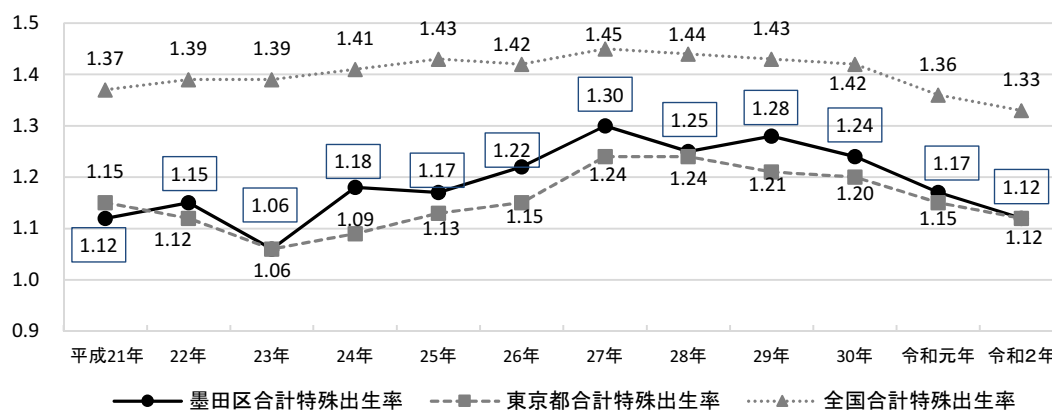
【外国人人口】



資料：墨田区住民基本台帳（各年1月1日）を基に作成

外国人人口は2020（令和2）年に12,979人となっていますが、その後減少傾向にあり、2022（令和4）年1月1日現在、11,892人となっています。男女比では、女性が6,635人、男性が5,257人で、女性が男性を1,378人上回っています。

●合計特殊出生率（全国・都・区）



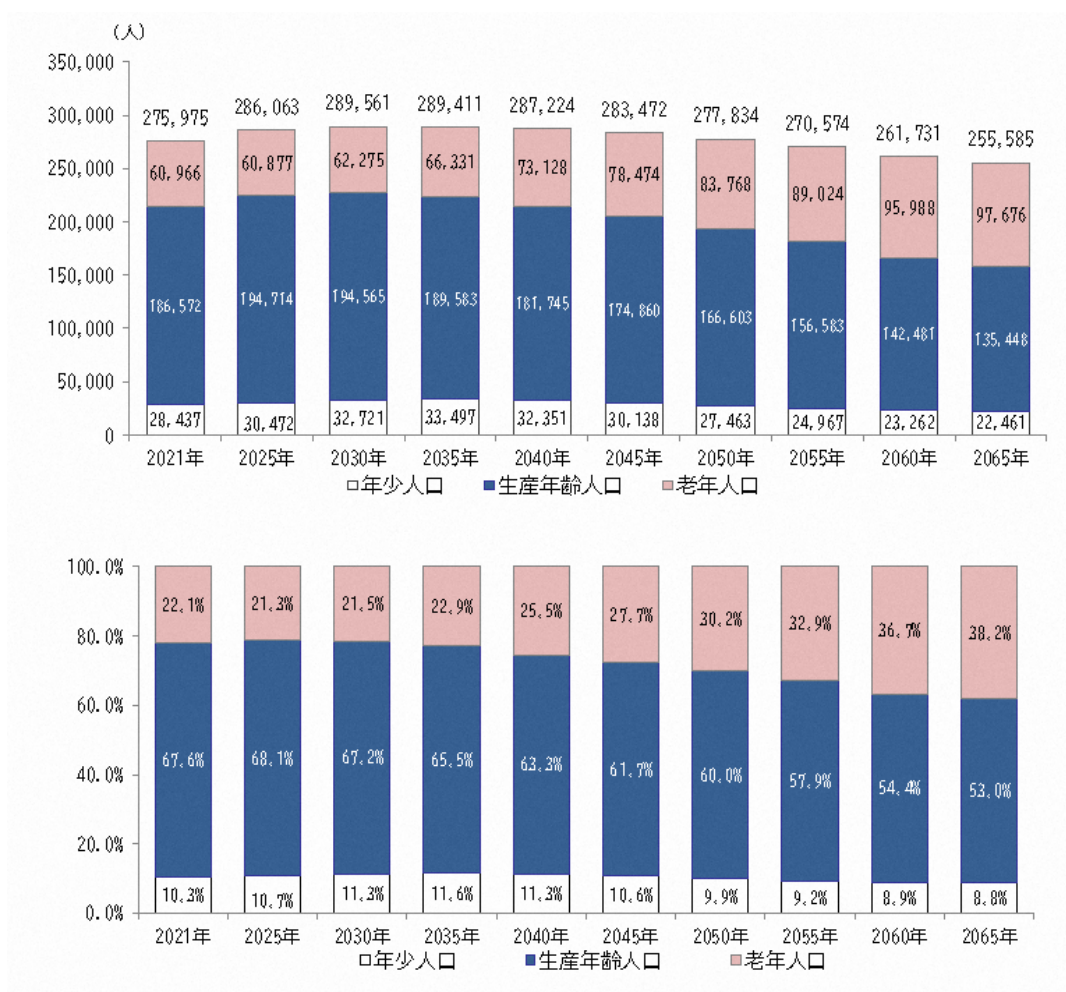
資料：人口動態統計を基に作成

合計特殊出生率※は2017（平成29）年まで増減を繰り返していましたが、2018（平成30）年以降は低下傾向にあり、2020（令和2）年は近年の中で最も低くなっています。

東京都と比較すると直近3年間は同様の水準となっており、2020（令和2）年は1.12と同値となっています。全国と比較すると依然として低く、2020（令和2）年は全国で1.33となっています。墨田区と同様に、全国、東京都ともに直近3年間の合計特殊出生率は低下傾向にあります。

※合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。

●人口推計



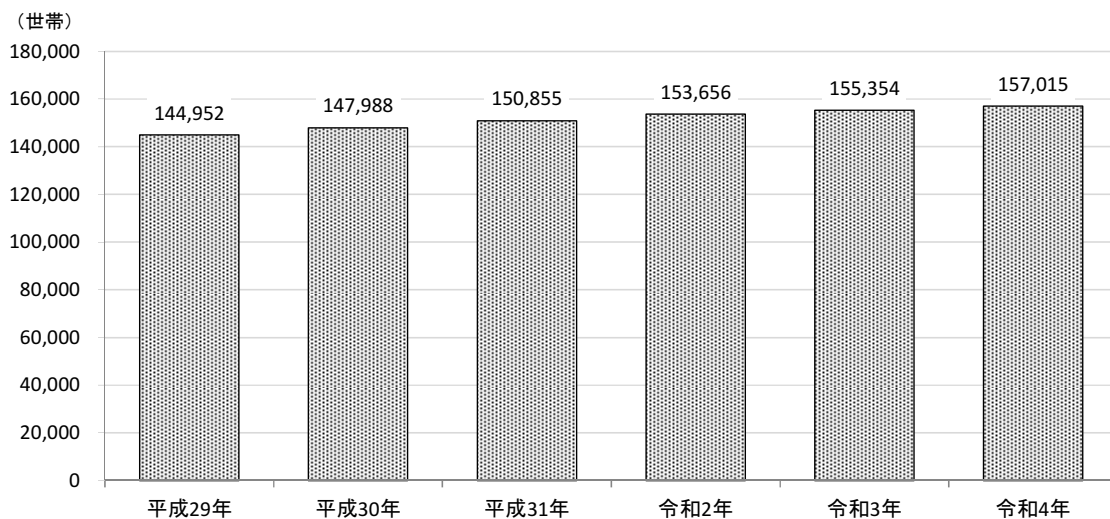
資料：第2期墨田区総合戦略人口ビジョン(令和4年)より引用

コーホート(同時出生集団)要因法[※]によって将来人口を推計したところ、2021(令和3)年4月1日現在を基準人口とすると、総人口は、2030(令和12)年に約289,000人でピークを迎える見込みです。年齢3区分別で見ると、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)は、概ね2030(令和12)年前後まで増加し、その後減少していく見込みです。老年人口(65歳以上)は2025(令和7)年以降一貫して増加が続き、2040(令和22)年には、区民の4人に1人が65歳以上という推計結果になりました。

※コーホート(同時出生集団)要因法とは、基本的な属性である性別・年齢別のある年の人口を基準として、出生・死亡・移動に関する将来の仮定値を当てはめて将来人口を推計する方法です。

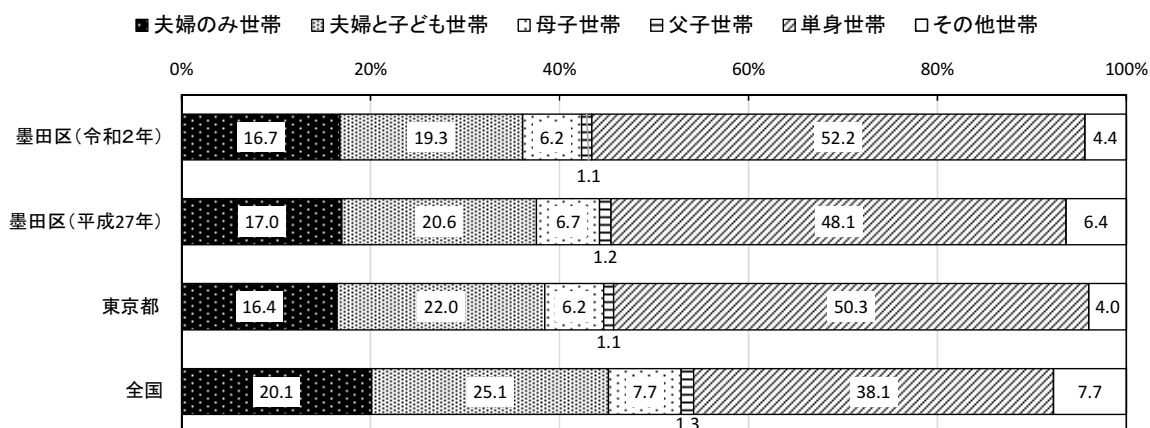
●世帯

【世帯数】



資料：墨田区住民基本台帳（各年1月1日）を基に作成

【家族類型】



資料：平成27年、令和2年国勢調査を基に作成

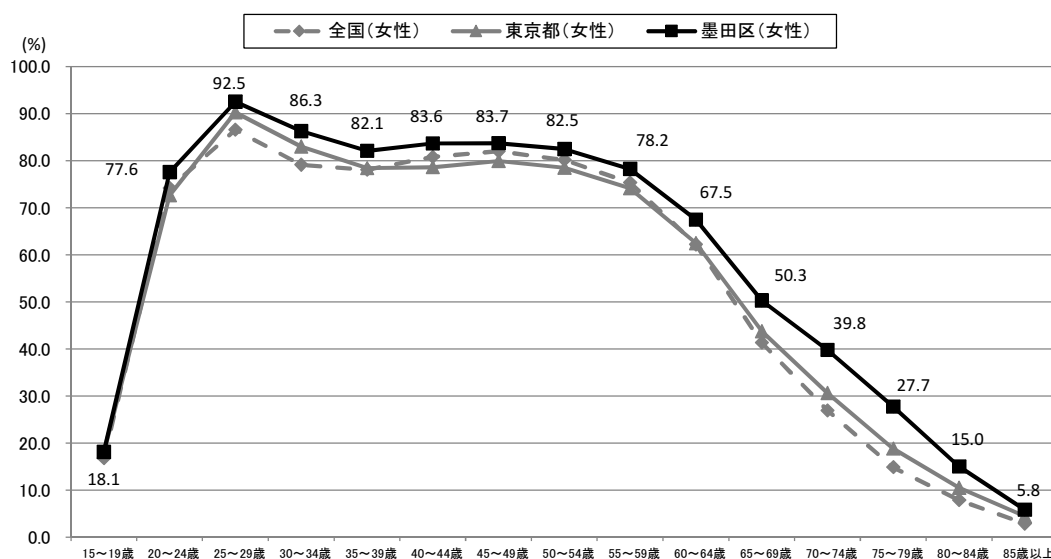
世帯数は増加傾向が続いており、2019（平成31）年に150,000世帯を超え、2022（令和4）年1月1日現在、157,015世帯となっています。

家族類型は、夫婦のみ世帯、夫婦と子ども世帯、母子世帯、父子世帯を合わせた核家族世帯が2020（令和2）年は43.4%で、2015（平成27）年から僅かに減少しています。東京都とは大きな違いは見られませんが、全国と比較すると少なくなっています。また、母子世帯と父子世帯を合わせたひとり親世帯が7.3%を占めており、母子世帯が父子世帯を上回っています。

単身世帯は2020（令和2）年は52.2%と過半数を占めており、2015（平成27）年から増加が見られます。東京都とは大きな違いは見られませんが、全国と比較すると単身世帯の割合が高くなっています。

【2】就業に関する現状

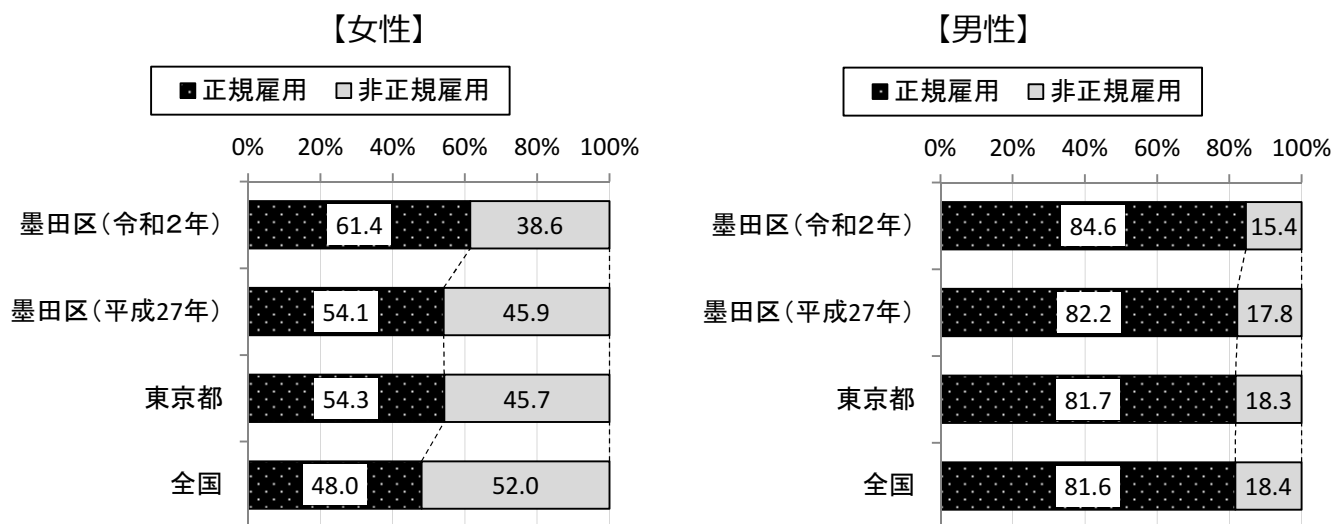
●女性の労働力率（全国・都・区）



資料：令和2年国勢調査を基に作成

2020（令和2）年の女性の年齢5歳階級別労働力率は、結婚や出産する人の多い30～34歳で低下し、30～54歳で8割台となります。20歳以上の労働力率が東京都や全国を上回っています。

●雇用形態（全国・都・区）



資料：平成27年、令和2年国勢調査を基に作成

雇用形態は、女性で正規雇用が61.4%となっており、2015（平成27）年から増加しています。東京都、全国と比較すると高い水準となっていますが、墨田区、東京都、全国いずれも正規雇用が8割以上を占めている男性と比較すると、依然として低い割合となっています。

【3】区内事業所の状況

●主な産業大分類別の事業所数、従業者数

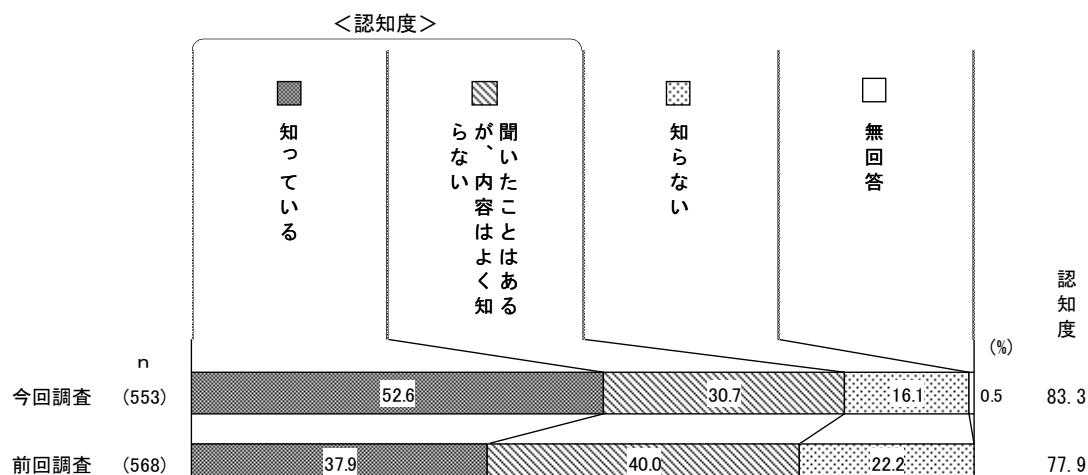
	A 全産業	B 農林漁業	C 鉱業・採石業・ 砂利採取業	D 建設業	E 製造業	F 電気・ガス・ 熱供給・水道業	G 情報通信業	H 運輸業・郵便業	I 卸売業・小売業	J 金融業・保険業
事業所数 (事業所)	14,802	3	-	945	2,515	8	255	232	3,797	199
従業者数 (人)	166,624	67	-	9,821	21,326	92	7,644	6,823	40,287	6,598
	K 不動産業・物品 賃貸業	L 学術研究・専門・ 技術サービス業	M 宿泊業・飲食 サービス業	N 生活関連サ ービス業・娯楽業	O 教育・学習支援業	P 医療・福祉	Q 複合サ ービス事業	R サ ービス業 (他に分類されな いもの)	S 公務(他に分類され るものを除く)	
事業所数 (事業所)	1,248	690	1,741	827	391	1,083	37	799	32	
従業者数 (人)	5,367	5,489	15,848	5,966	6,717	17,141	781	13,707	2,950	

資料：令和3年経済センサス-活動調査（速報集計）を基に作成

墨田区内の事業所数は、全体で 14,802 事業所、従業員数は、全体で 166,624 人となっています。

業種でみると、「卸売業、小売業」が 3,797 事業所（従業員数 40,287 人）で最も多く、次いで「製造業」が 2,515 事業所（従業員数 21,326 人）となっています。また、事業所数では「宿泊業・飲食サービス業」が次いで多くなっていますが、従業員数では「医療・福祉」が多くなっています。

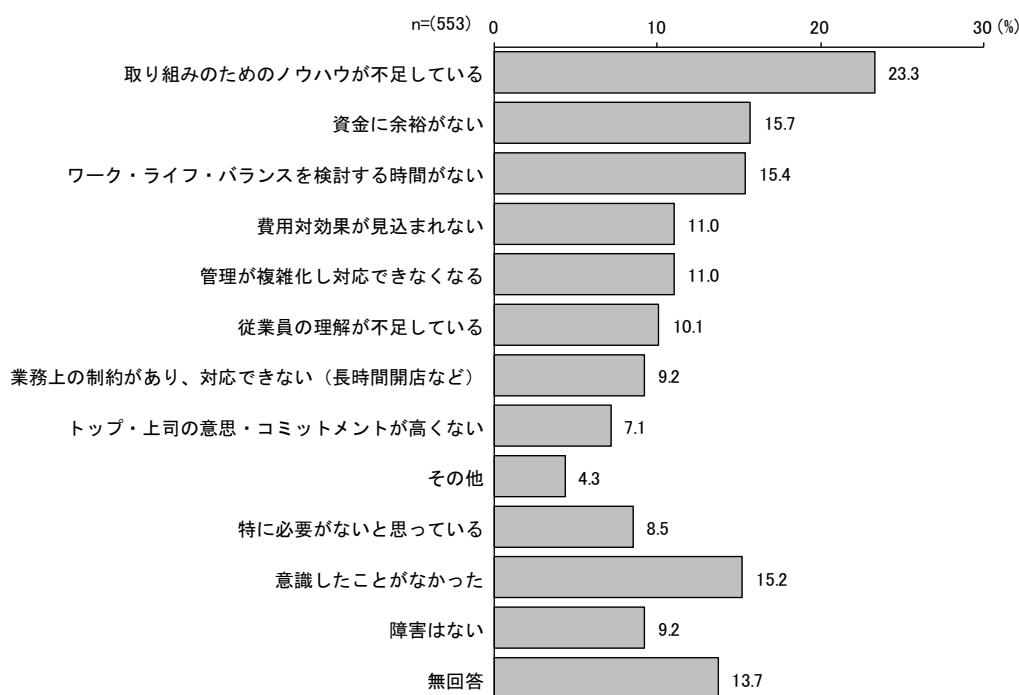
● 「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）の認知状況



資料：平成 28 年度、令和 4 年度女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査を基に作成

「ワーク・ライフ・バランス」を知っていると答えた事業所は 52.6%で、平成 28 年から大きく増加しました。また、「知っている」と「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」を合わせた認知度は 8 割以上を占めており、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度の向上がうかがえます。

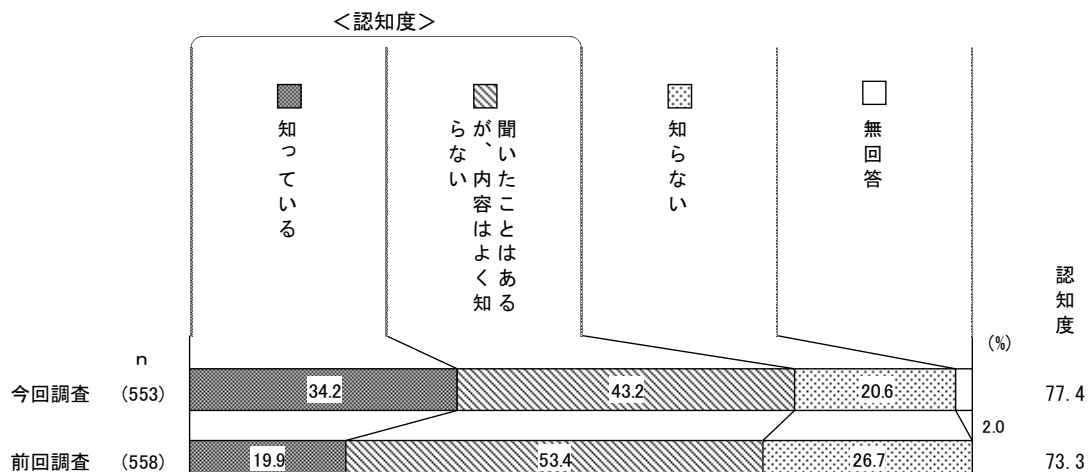
● 「ワーク・ライフ・バランス」を推進する上での障害



資料：令和 4 年度女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査

「ワーク・ライフ・バランス」を推進する上での障害として「取り組みのためのノウハウが不足している」が 23.3%と最も多く挙げられています。一方で、「意識したことがなかった」が 15.2%を占めており、ワーク・ライフ・バランス推進のための具体的な支援や、周知啓発の促進が必要だと考えられます。

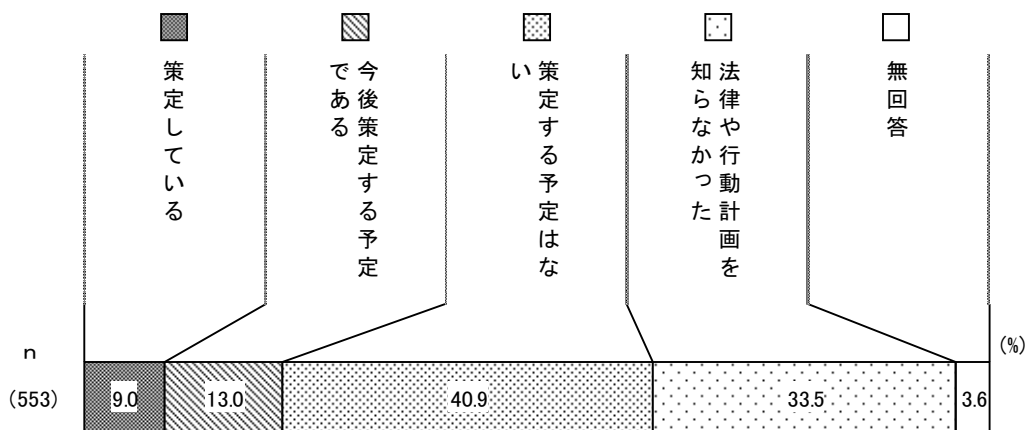
●「女性活躍推進法」の認知状況と一般事業主行動計画の策定状況



資料：平成 28 年度、令和 4 年度女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査を基に作成

「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」を「知っている」と答えた事業所は 34.2% で、平成 28 年から大きく増加しています。「知っている」と「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」を合わせた認知度は約 8 割を占めており、認知度の向上がうかがえます。

●一般事業主行動計画の策定状況



資料：令和 4 年度女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を「策定している」と答えた事業所は 9.0%、「今後策定する予定である」と答えた事業所は 13.0% となっています。一方で、「策定する予定はない」は 40.9%、「法律や行動計画を知らなかった」は 33.5% で、策定予定のない事業所や法律や行動計画を知らない事業所が 7 割以上を占めています。女性活躍推進法や一般事業主行動計画についての理解促進と周知啓発の強化が必要と考えられます。

6 男女共同参画の視点で取り組むべき事項

墨田区では現行プランに基づきさまざまな施策を展開してきましたが、依然として課題は多く残っています。男女共同参画社会の実現に向けて社会情勢の変化や現状を踏まえ、次期プランでは男女共同参画の視点で次のような課題に取り組むことが必要です。

【1】多様な性の理解と尊重

今年度実施した墨田区男女共同参画に関する調査では、LGBT等（性的マイノリティ）について内容まで知っている人は約7割と前回調査から大幅に増加し、社会的な認識が高まっていることがうかがえます。しかし、依然としてLGBT等（性的マイノリティ）の人は日常生活の様々な場面で無理解からの差別や偏見に苦しむ現状が問題となっています。また、すべての人に関わるSOGI（性的指向・性自認）※の認知度は墨田区男女共同参画に関する調査によると1割台半ばにとどまっています。互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現に向けて、性の多様性への正しい理解の促進と、当事者への支援に取り組むことが必要です。

【2】男女共同参画の意識づくり

墨田区男女共同参画に関する調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方」については、賛成が約2割、反対が6割台と反対が過半数を占めており、前回調査時と比べ、こうした考え方に反対する意見が増加傾向にあります。その一方で、「全体として現在の日本」について平等と感じている区民の割合は1割未満となっており、意識と実態が乖離していることがうかがえます。男女共同参画意識の醸成に向けて、根強く残る固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等を解消するために、正しい情報提供や意識啓発の促進をより一層強化する必要があります。また、幼少期から正しい理解を深められるよう、学校における男女平等教育の推進や、教職員、保護者への啓発も重要です。

【3】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現には、職場等に残る固定的性別役割分担意識の解消や、男性中心型労働慣行の見直しといった職場環境の整備が必要です。墨田区男女共同参画に関する調査では、「仕事、家庭生活、個人の生活すべてを優先したい」という考えが約4割を占める一方で、現実には約4割が「仕事を優先」としており、希望と現実には差があることがうかがえます。また、墨田区は全国や東京都と比べて女性の労働力率が高くなっていますが、結婚や出産、育児の時期に重なる30代から40代にかけて労働力率はやや低下し、男性に比べて正規雇用も低くなっていることから、多くの女性が就労継続を断念し、希望する働き方ができていない可能性があると考えられます。事業所では新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として、時差通勤やテレワーク等の導入によって多様な働き方が広まりを見せています。こうした取組を生かし、事業所に対し今後も継続するよう促すことで、すべての人が自分に合った働き方を見つけられるように周知啓発や環境整備を進める取組が必要です。

※SOGI（ソジまたはソギと呼ぶ）とは、性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字を取った用語で、すべての人に関わるものです。

【4】女性活躍の推進

政治や経済分野での女性の参画推進が課題となっており、国は2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう取組を進めるとしています。墨田区においても目標値を定め取組を進めてきましたが、審議会や委員等への女性の登用は進んでいるとは言い難い状況にあります。

また、墨田区職員の女性管理職割合は2022（令和4）年4月1日時点で16.7%と低い状況です。積極的な女性登用を強化し、区内事業所等のモデルとなって女性登用を働きかけることが重要です。

あらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見が反映されるよう、区が中心となって女性の積極的登用を進める必要があります。

【5】誰もが安心して暮らせる社会の実現

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により、女性をめぐる様々な問題が顕在化しました。外出自粛や休業等による生活不安やストレスからDVが増加・深刻化し、内閣府における2020（令和2）年度のDV相談件数は前年から約1.6倍増加しています。DVは女性が被害者となることが多く、墨田区男女共同参画に関する調査では、女性の約3割がDV被害の経験がありますが、そのうちDV被害を相談した女性は約3割になっています。DVの未然防止のための啓発や早期発見のための取組、二次被害を防ぐための保護体制の整備を進める必要があります。

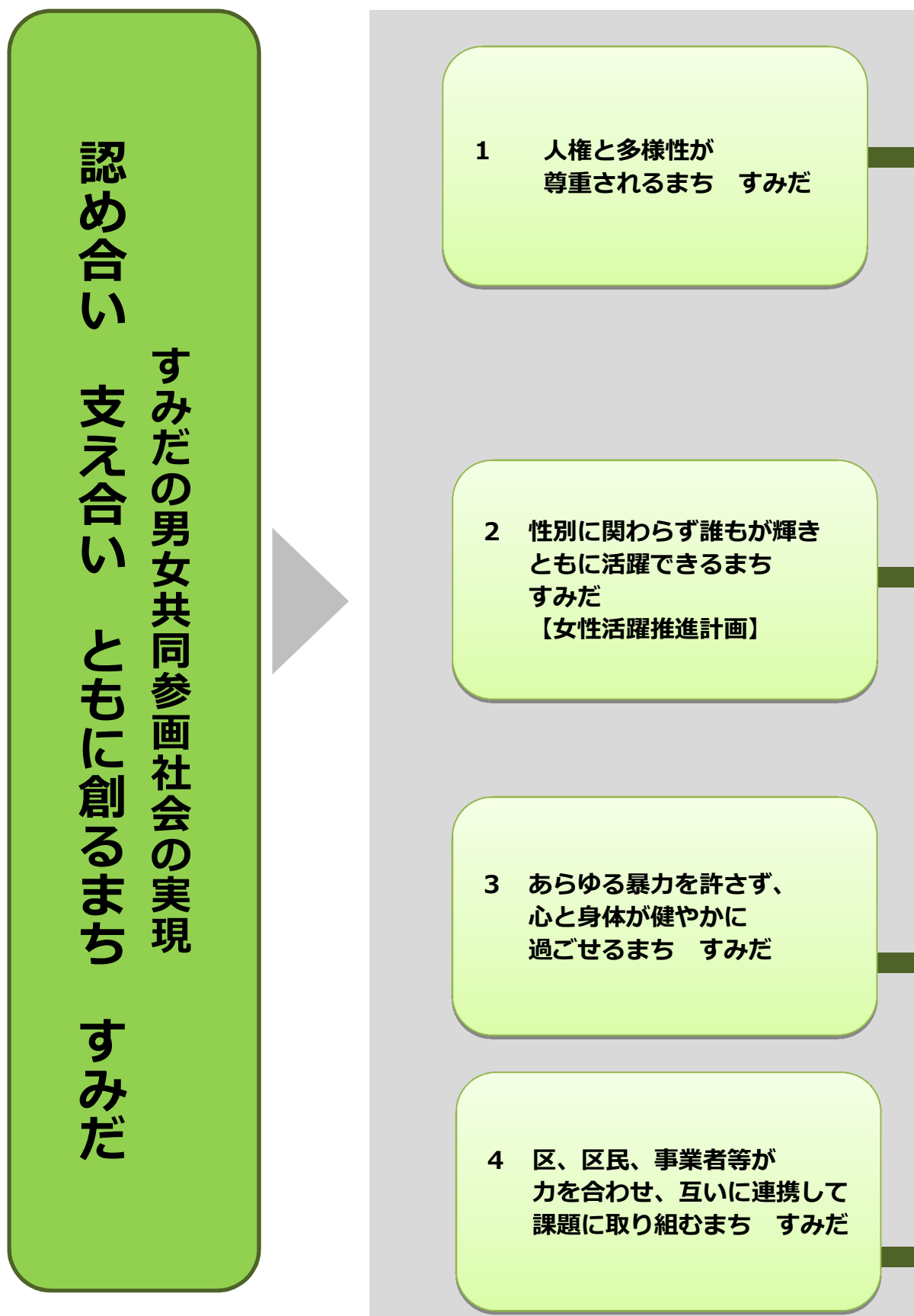
また、新型コロナウイルス感染症拡大による雇用の悪化は、女性の経済面にも大きな打撃を与えています。令和2年の国勢調査によると墨田区のひとり親世帯数は、2020（令和2）年には母子世帯が9,086世帯、父子世帯が1,592世帯となっており、特に母子世帯は経済的に厳しい状況に置かれていることも多いため、支援を進める必要があります。

貧困等生活上困難な状況にある人も安心して暮らせるよう、経済的支援に加えて、相談体制の充実や自立支援の対策が必要です。

II 施策の体系図

基本理念

基本目標



施策の方向

課 題

(1) 男女共同参画意識を
高めます

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消
- ② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実
- ③ 適切な情報発信

(2) 多様な性を理解し、尊重
する社会づくりを進めます

- ① 性的指向や性自認等の理解促進
- ② 多様な性に関する支援体制の検討

(3) 男女共同参画の視点で
地域力を高めます

- ① 地域における男女共同参画の推進
- ② 防災・防犯における男女共同参画の推進

(1) ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和) を
推進します

- ① 誰もが共に担う子育てへの支援
- ② 誰もが共に担う介護（介助）への支援
- ③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組の推進

(2) 性別に関わらず誰もがいき
いきと働けるよう支援します

- ① 働く場での女性の活躍推進
- ② 就業における男女共同参画の推進

(3) 意思決定過程への女性の
参画を進めます

- ① 意思決定過程への女性の参画促進

(1) あらゆる暴力の根絶のため
の施策を進めます
【DV 防止基本計画】

- ① 配偶者からの暴力（DV）の防止・早期発見・被害者支援
- ② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶

(2) 心と身体を尊重する社会
づくりを進めます

- ① 生涯を通じた女性の健康支援

(3) 誰もが安心して暮らせる
環境の整備を進めます

- ① 経済的な困難を抱える人への支援
- ② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心して暮らせる環境づくり

計画の推進体制を充実します

- ① 男女共同参画推進体制の充実・強化
- ② 拠点施設「すみだ女性センター」の機能充実・活動強化
- ③ 民間団体・企業への情報提供と啓発

Ⅲ 基本目標における施策の方向性と課題

基本目標 1 人権と多様性が尊重されるまち すみだ

1 現状認識

男女共同参画社会を実現するためには、誰もが性別等にかかわらず、互いに多様な生き方を尊重することが大切です。

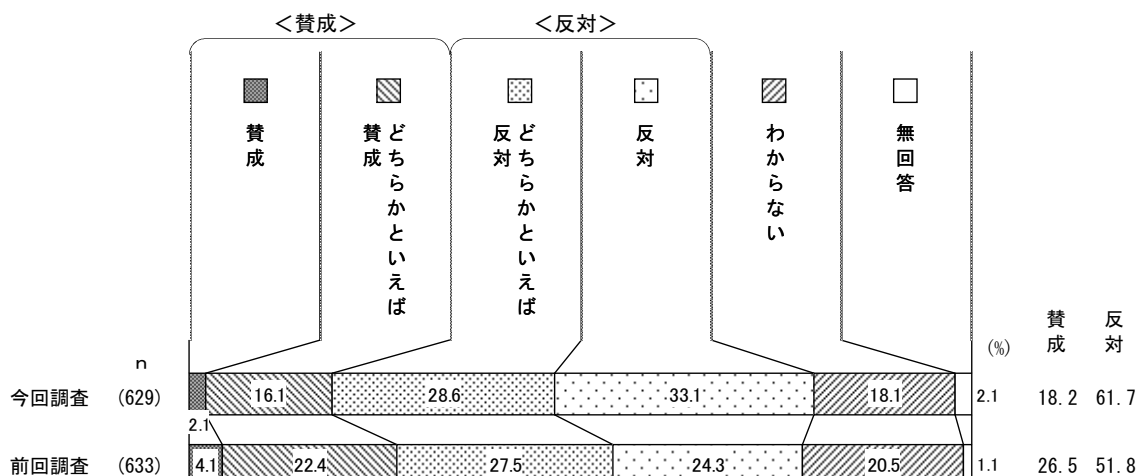
男女共同参画の推進を阻害する要因の一つとして、固定的な性別役割分担意識があります。2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する意識調査結果をみると、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という固定的な性別役割分担の考え方に＜反対＞が前回調査時から上昇しており、こうした意識が少しずつ解消されていることがうかがえます。しかし、前回から上昇したものの＜反対＞は6割以上に留まっており、依然として＜賛成＞が約2割を占めています。

男女の地位の平等感についても、『学校教育』で「平等」が過半数を占めている一方で、『全体として現在の日本』、『しきたりや習慣』では、＜男性優遇＞が7割を超え、『職場』でも5割以上となっており、性別による不平等感が強く残っていることがうかがえます。社会にあらゆる場における男女の地位の平等を目指し、引き続き固定的な性別役割分担意識の解消等に取り組む必要があります。

また、誰もが生活しやすいまちづくりのためには、性的マイノリティへの理解と支援を進めることが不可欠です。墨田区男女共同参画に関する意識調査結果によると、『LGBT等（性的マイノリティ）』の＜認知度＞は約9割となっており、前回調査時から認知度の向上が見られますが、『SOGI（性的指向・性自認）』の＜認知度＞は約4割にとどまっていることから、多様な性に関する周知と正しい理解促進が必要です。

▶ 固定的な性別役割分担意識の解消を引き続き進める必要があります。

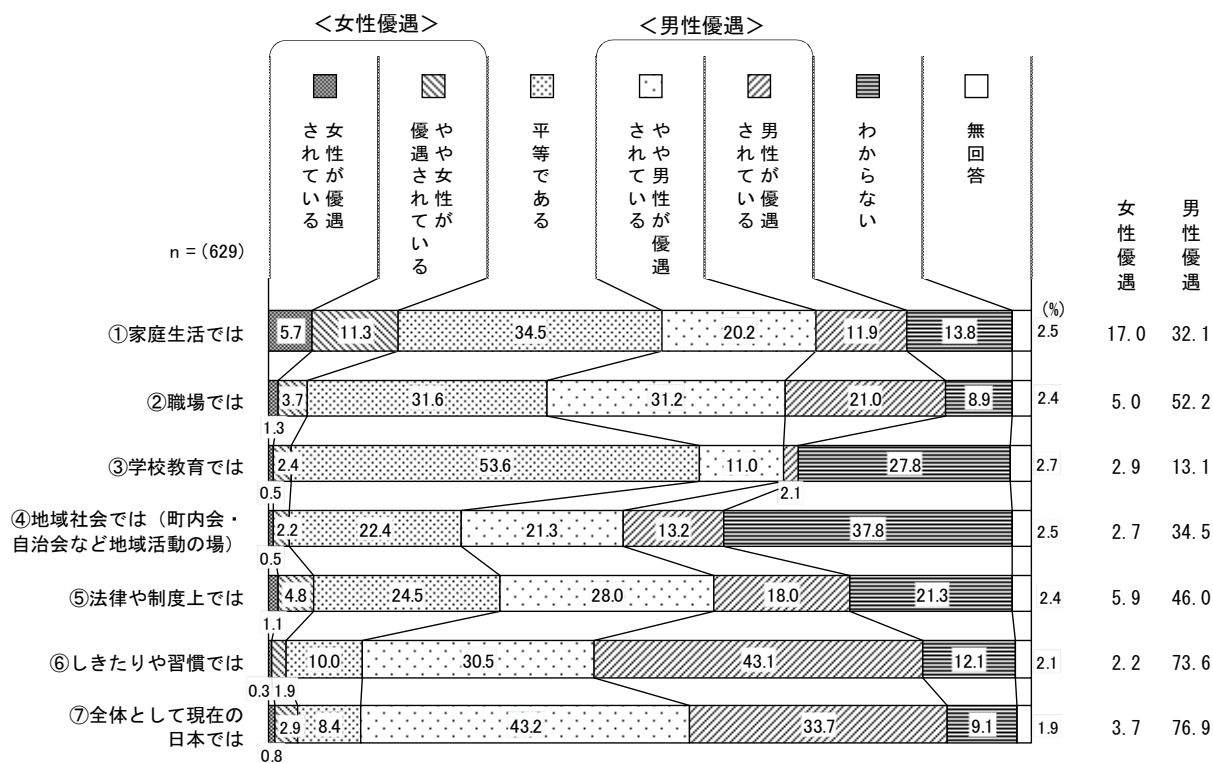
「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という固定的な性別役割分担意識に＜反対＞（61.7%）が＜賛成＞（18.2%）を大きく上回ってはいますが、過半数を占めるにとどまっており、こうした意識の解消に取り組む必要性がうかがえます。



資料：令和4年度墨田区男女共同参画に関する調査

▶あらゆる分野で男女が平等になるよう取組を進めることが重要です。

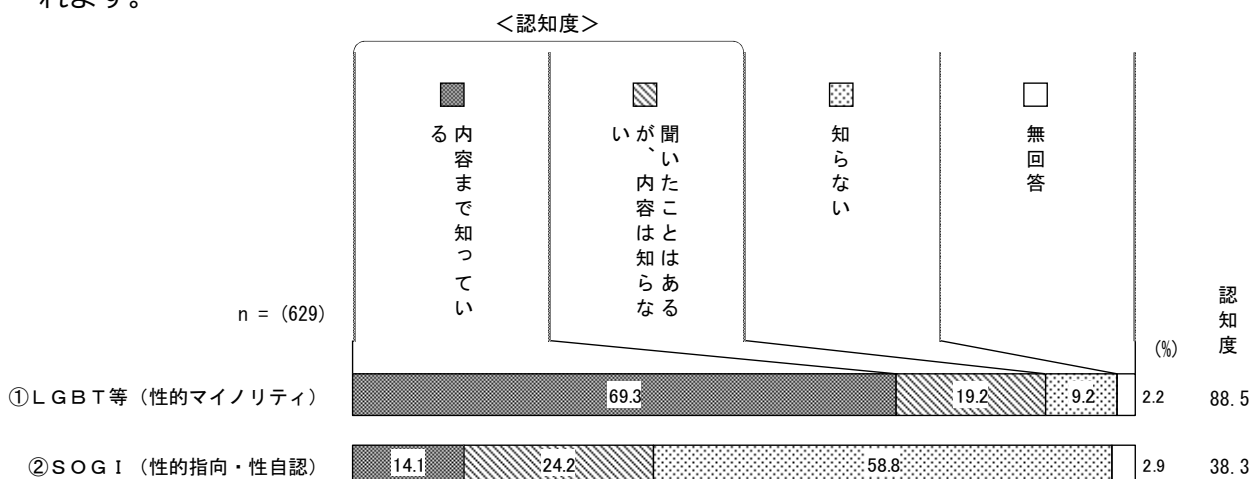
「平等である」は『学校教育』(53.6%)で最も多く、過半数を占めていますが、それ以外の項目では4割未満となっており、『全体として現在の日本』では1割未満(8.4%)と非常に低い状況です。『全体として現在の日本』(76.9%)、『しきたりや習慣』(73.6%)で<男性優遇>が7割以上となっていることから、男女の地位が平等になるよう、社会のあらゆる場面で男女共同参画を進める必要があります。



資料：令和4年度墨田区男女共同参画に関する調査

▶多様な性に関する周知・理解促進の強化が必要です。

『LGBT等(性的マイノリティ)』は<認知度>が約9割となっていますが、『SOGI(性的指向・性自認)』は約4割となっており、「内容まで知っている」は1割台半ばと低い状況です。周知を進めることに加え、内容まで理解してもらえるような取組が必要と考えられます。



資料：令和4年度墨田区男女共同参画に関する調査

2 施策への提案

施策の方向（1） 男女共同参画意識を高めます

【課題】

① 固定的な性別役割分担意識の解消

社会のあらゆる場面に、長年にわたり形成された性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残り、不平等を生んでいます。

男女共同参画に関する意識啓発を強化し、こうした性別による固定的な役割分担意識等を解消することが重要です。

② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実

幼少期は家族や周囲の環境の影響を強く受けるため、家庭や学校において、発達段階に応じた男女平等教育を展開することが大切です。家庭や学校、地域等、あらゆる場において学習機会を創出し、男女平等教育・学習を進める必要があります。

③ 適切な情報発信

インターネット・SNSの発展により、社会には情報があふれ、中には不適切な情報が発信されていることもあります。区民が正しく情報を活用できるよう、適切な情報発信を行い、一人一人の意識を高めていくことが重要です。

施策の方向（2） 多様な性を理解し、尊重する社会づくりを進めます

【課題】

① 性的指向や性自認等の理解促進

多様な性に関する社会的な関心は高まっているものの、依然として性的マイノリティに対する差別や偏見は解消されていません。性的指向や性自認に関する正しい理解を深めるために、意識啓発や情報提供を進める必要があります。

② 多様な性に関する支援体制の検討

性的指向や性自認等を理由に悩み、生活のしづらさを感じていたり、困難に直面したりしている人が安心して墨田区で暮らせるよう、多様な性を尊重した支援施策の検討を進める必要があります。

施策の方向（3） 男女共同参画の視点で地域力を高めます

【課題】

① 地域における男女共同参画の推進

誰もが対等な構成員として地域活動に参加できる機会の確保のために、地域住民の地域活動への参加促進と、地域活動における意思決定の役割への積極的な女性の登用を進めることが重要です。また、地域において互いに支え合い、多様な課題やニーズに対応するために、男女共同参画の視点を活かす必要があります。

② 防災・防犯における男女共同参画の推進

近年頻発する大規模災害により、避難所における感染症対策や性被害・性暴力等の課題が顕在化しています。男女共同参画の視点に立った避難所運営や、防災意識の啓発の重要性が高まっていることを受け、取組を強化することが必要です。

基本目標 2 性別に関わらず誰もが輝きともに活躍できるまち すみだ 【女性活躍推進計画】

1 現状認識

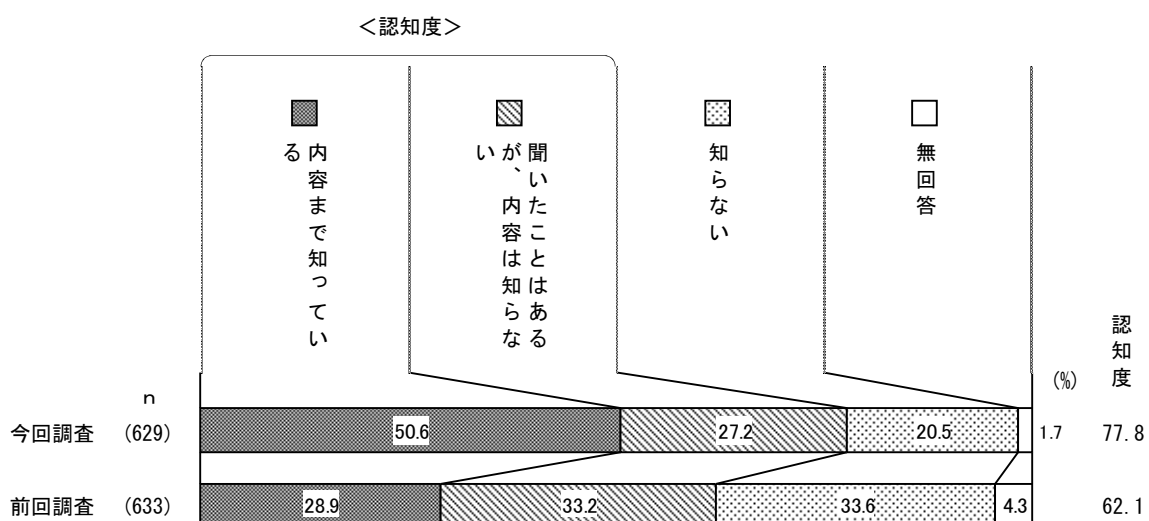
性別にかかわらず、誰もが対等に社会に参画し、その個性と能力を十分に発揮できることが、男女共同参画社会の実現において極めて重要になります。

就労の場においては、多様で柔軟な働き方ができる職場づくりが求められ、取組が進められてきました。2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する意識調査結果を見ると、『ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）』の＜認知度＞は約8割で、その内「内容まで知っている」が5割以上を占めており、前回調査時から認知度の上昇が見られます。引き続き正しい理解を深められるよう啓発を進めることに加え、ワーク・ライフ・バランスを実現するために求められている「短時間勤務や在宅勤務など柔軟な働き方を整備する」、「長時間労働を削減する」といった取組を職場で推進するよう事業所に働きかけていく必要があります。

また、意思決定過程への女性登用も重要な課題です。墨田区男女共同参画に関する意識調査結果では、政策や方針決定の場で女性の進出が少ないといわれている理由として、「男性優位に組織が運営されているから」、「家庭、職場、地域において性別役割分担の意識が強いから」が多く挙げられています。依然として根強く残る性別による固定的な役割分担意識が女性の社会進出を阻んでいることがうかがえるため、意識解消に向けた取組が必要です。

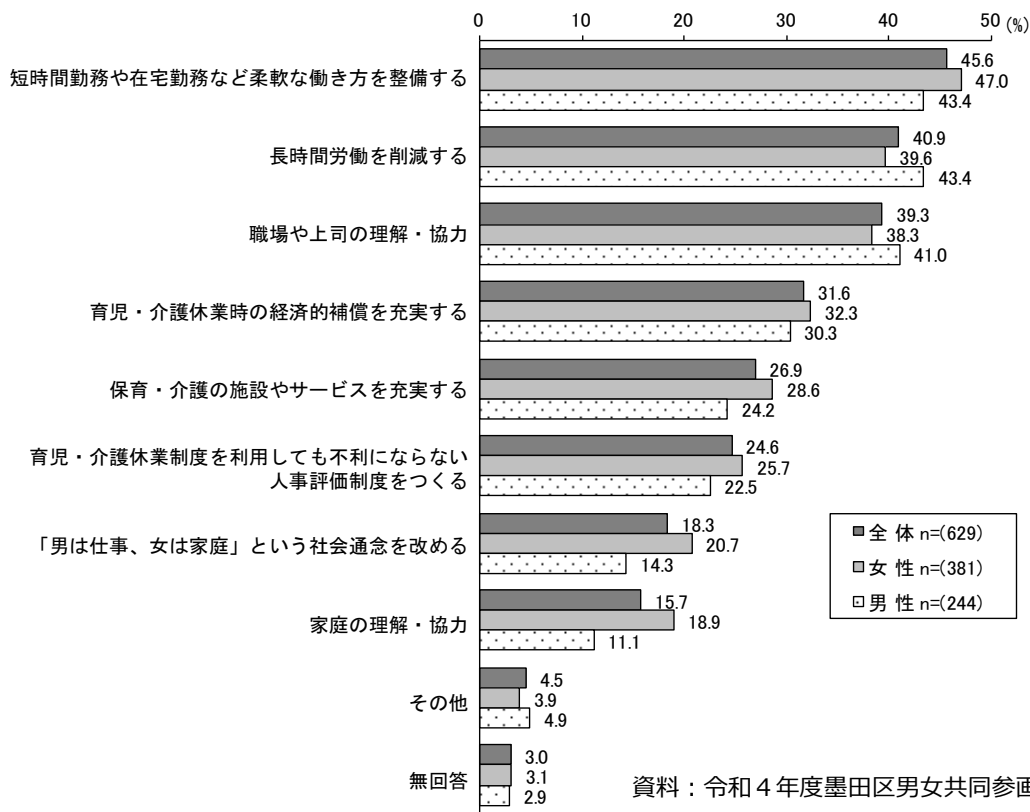
▶ワーク・ライフ・バランスの理解促進に加え、職場での取組の推進が求められています。

『ワーク・ライフ・バランス』は、「内容まで知っている」（50.6%）が最も多くなっており、＜認知度＞（77.8%）は約8割となっています。ワーク・ライフ・バランスの内容まで知ってもらえるよう、引き続きの啓発が重要です。



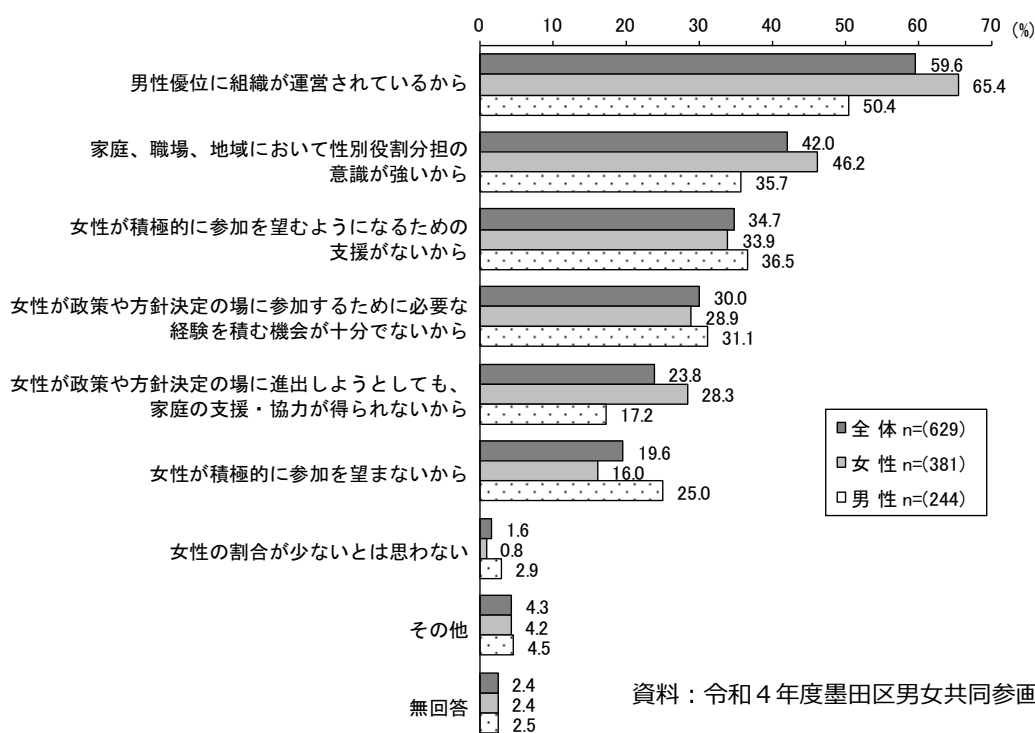
資料：令和4年度墨田区男女共同参画に関する調査

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のために、「短時間勤務や在宅勤務など柔軟な働き方を整備する」（45.6%）、「長時間労働を削減する」（40.9%）、「職場や上司の理解・協力」（39.3%）等が求められており、職場環境の整備が重要です。



▶女性の進出を阻害する固定的な性別役割分担意識の解消が必要です。

政策や方針決定の場で女性の進出が少ないといわれている理由として、「男性優位に組織が運営されているから」（59.6%）が最も多く、次いで「家庭、職場、地域において性別役割分担の意識が強いから」（42.0%）が挙げられており、あらゆる場面に根付いた固定的な性別役割分担意識の解消が求められています。



2 施策への提案

施策の方向（1） ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します

【課題】

① 誰もが共に担う子育てへの支援

誰もが対等に社会で活躍するためには、就労における仕事と家庭の両立が重要になります。子育ての中心は依然として女性が担っているため、子育てへの男性の意識を高める取組や、男性が家庭へ参画することへの職場や家庭等の周囲の理解促進のための働きかけを進める必要があります。また、子育ての負担を軽減させるための支援策の充実に引き続き進めることが大切です。

② 誰もが共に担う介護（介助）への支援

家庭における介護の役割は女性が担うことが多く、子の育児と親の介護を同時に担うダブルケア問題も指摘されています。仕事との両立が困難になることによる介護離職の問題も依然として残されており、介護を社会全体で支えるための支援の充実が必要です。また、男性が介護を担うことへの職場等の理解促進に加え、家事等に不慣れな男性介護者が孤立しないように働きかけることも重要です。

③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業所等へワーク・ライフ・バランスの意識啓発や理解促進を図り、職場における男性中心型の労働慣行の見直しや、育児・介護休業制度の拡充等の取組を推進する必要があります。

施策の方向（2） 性別に関わらず誰もがいきいきと働けるよう支援します

【課題】

① 働く場での女性の活躍推進

性別にかかわらず、誰もが個性と能力を発揮できる社会を目指し、職場において管理職への女性登用を進める必要があります。また、女性登用への理解促進の取組に加え、女性のチャレンジを支援する取組を進めることも重要です。

② 就業における男女共同参画の推進

事業所等に対して適切な情報提供や、働くことを希望する人のための相談支援等の充実に取り組むことで、誰もが就労の場で自分らしくいきいきと活躍できる社会づくりを進めることが重要です。

施策の方向（3） 意思決定過程への女性の参画を進めます

【課題】

① 意思決定過程への女性の参画促進

政策や方針を決定する意思決定過程の場に誰もが対等に参画することで、さまざまな視点を取り入れることができ、誰もが活躍することのできる社会の実現につながります。

しかし、性別による固定的な役割分担意識等が原因で、女性の登用が男性よりも遅れているのが現状です。例えば、女性ということ責任の重い仕事を割り振らないことは、女性への配慮のように見え女性側も気づきにくいのですが、本人の意志に関係なく経験を積む機会を与えないことになり、女性を管理職から遠ざける要因の1つになっています。

女性登用を促進するために、こうした意識の解消のための啓発や周知を行う必要があります。

基本目標 3 あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち すみだ

1 現状認識

配偶者等からの暴力（DV）やハラスメント、虐待、性暴力といった様々な暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。誰もが互いを尊重することで、男女共同参画社会の実現につながります。

しかし、2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する意識調査結果をみると、『DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）』の＜認知度＞は約9割となっていますが、その内「内容まで知っている」は約3割となっており、前回調査時から増加は見られるものの、広く浸透していないことがうかがえます。

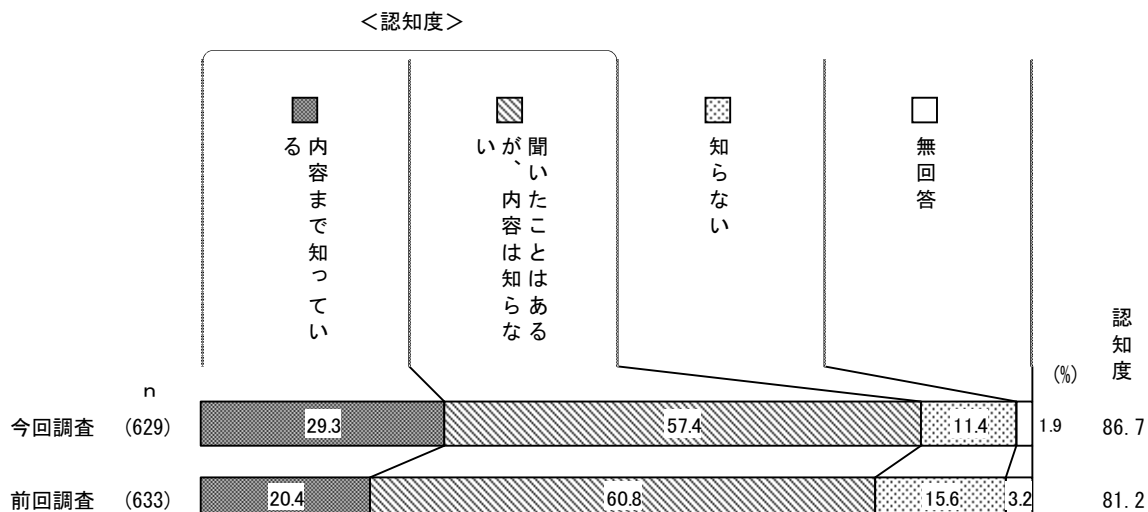
また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活不安やストレスによる配偶者等からの暴力（DV）の増加・深刻化が指摘されています。都内各相談機関における相談件数をみると、年々増加傾向にありましたが、2020（令和2）年度は2019（令和元）年から大幅に増加しています。被害者が安心して暮らせるよう、DV等の暴力に関する情報の周知強化や被害者支援に関する取組をより一層推進することが重要です。

また、安心して暮らすためには、心身の健康を守ることが重要です。特に女性の心身の状況は生涯を通じて大きく変化しますが、墨田区男女共同参画に関する意識調査結果では、性別に関わらず自分の健康を守るために必要なこととして「女性が自分の身体や性に関することを自分で決める権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する教育・学習の充実」は2割台にとどまり、女性の生涯にわたる健康支援を進める重要性について認識を高めていく必要があると考えられます。

区におけるひとり親世帯や高齢者、障がいのある人など、生活上様々な困難を抱える人々の数はおおむね横ばい傾向となっており、誰もが安心して生活していくため、引き続ききめ細かい支援が求められます。

▶DV等の暴力に関する情報の周知や、より一層の理解促進が重要です。

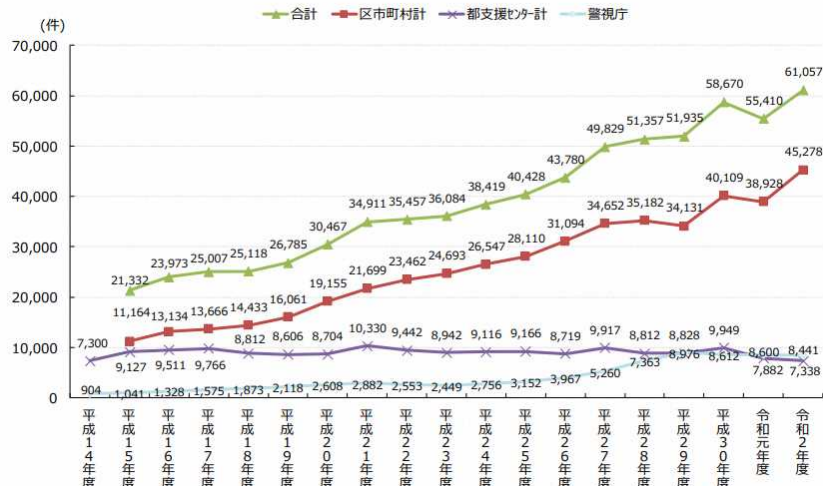
『DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）』は＜認知度＞（86.7%）は約9割となっていますが、「内容まで知っている」は約3割（29.3%）に留まっており、理解を深められるような周知が必要です。



資料：令和4年度墨田区男女共同参画に関する調査

▶被害者の支援体制整備の重要性が増えています。

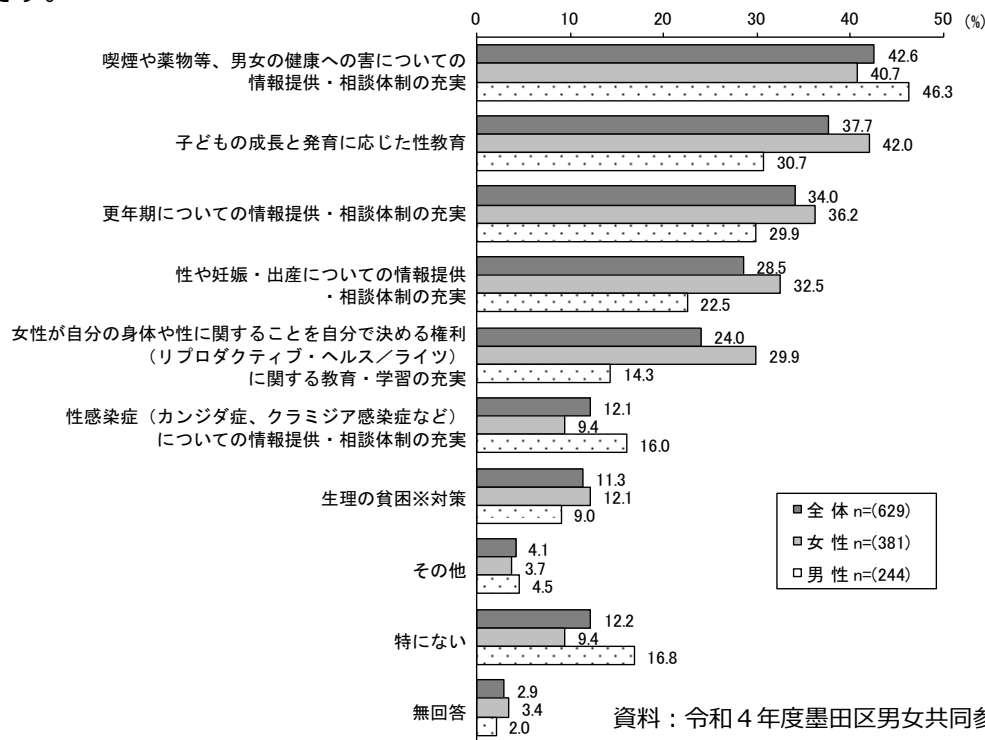
東京都の配偶者暴力相談支援センター、警視庁、区市町村で受けた相談件数は、2020（令和2）年度は61,057件となっており、2019（令和元）年から増加しています。特に区市町村における相談件数が大幅に増加しており、きめ細やかな被害者支援ができるよう支援体制を整備することが重要です。



資料：東京都配偶者暴力対策基本計画

▶リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発が必要です。

性別に関わらず自分の健康を守るために必要なこととして、喫煙や薬物等の男女の健康への害や更年期に関する情報提供・相談体制の充実や子どもへの性教育等が多く挙げられている中、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する教育・学習の充実率は2割台半ば（24.0%）と低く、女性の健康を守ることに對する意識が低いことがうかがえます。女性の健康支援の充実に向けて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発や広く周知を進めることが重要です。



資料：令和4年度墨田区男女共同参画に関する調査

※生理の貧困とは、経済的な理由で生理用品を購入できない状況のことです。

2 施策への提案

施策の方向（1） あらゆる暴力の根絶のための施策を進めます

【DV防止基本計画】

【課題】

① 配偶者からの暴力（DV）の防止・早期発見・被害者支援

配偶者等からの暴力（DV）を許さないという意識の醸成に向けて、配偶者等からの暴力（DV）等に関する情報発信や意識啓発を進めることが必要です。また、被害者が安心・安全に保護されるよう、相談機能の整備・充実や関係機関との連携強化を進め、柔軟かつきめ細やかな被害者支援に取り組むことが重要です。

② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントをはじめとするさまざまなハラスメント、虐待や性暴力は決して許されることのない行為です。また、近年は若年層の性被害も大きな問題となっています。これらの暴力行為の根絶に向けて、意識啓発や相談支援の充実等の支援の取組が必要です。

施策の方向（2） 心と身体を尊重する社会づくりを進めます

【課題】

① 生涯を通じた女性の健康支援

女性の心身の状況はライフステージごとに大きく変化します。生涯を通じて心身ともに豊かな生活を送るために、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の視点をもって健康支援に取り組むことが重要です。

施策の方向（3） 誰もが安心して暮らせる環境の整備を進めます

【課題】

① 経済的な困難を抱える人への支援

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場の人により深刻な影響を与えています。特に女性は、非正規雇用やサービス業への従事が多く、雇用や収入へ大きな打撃を受けました。また、ひとり親家庭は正規雇用での長時間労働と子育ての両立が難しいことから、経済的困難に陥りやすい状況にあります。ひとり親家庭をはじめ、生活上経済的な困難を抱える人への生活支援を充実させることが必要です。

② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり

誰もが安全・安心に暮らせる環境づくりのためには、誰一人取り残さない取組が必要です。社会的に困難な状況に置かれやすい高齢者や障害のある人、外国人、また、女性であることからより複合的に困難を抱えている人への支援を進める必要があります。

基本目標 4 区、区民、事業者等が力を合わせ、互いに連携して課題に取り組むまち すみだ

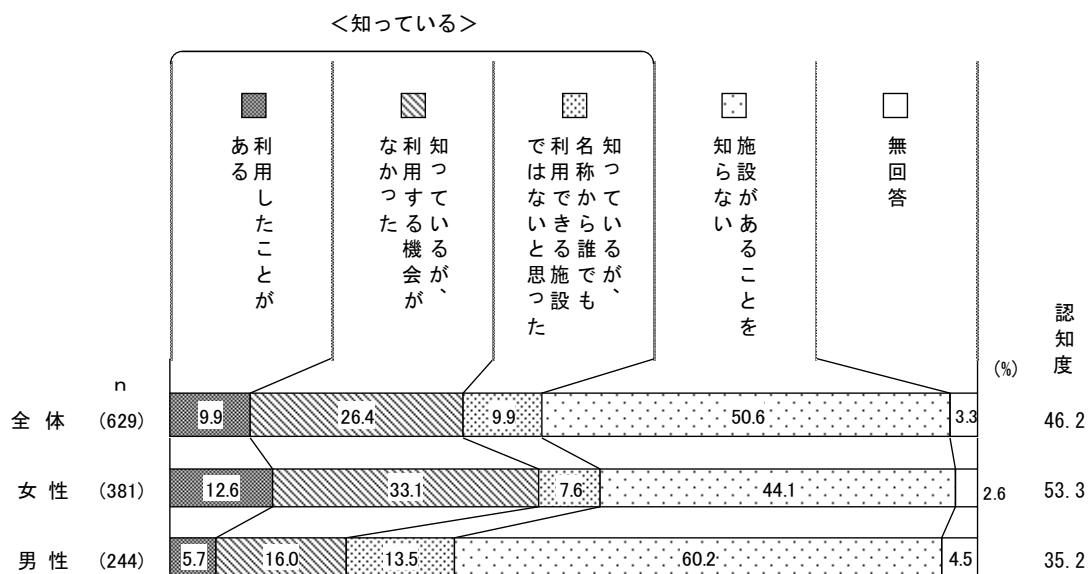
1 現状認識

男女共同参画社会の実現に向け、社会情勢の変化や墨田区の地域性を踏まえ、区や区民、事業所等がそれぞれの立場から主体的に男女共同参画に関する取組を進めるとともに、互いに連携して取組を展開することが重要です。

2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する意識調査結果をみると、墨田区における男女共同参画推進拠点施設である「すみだ女性センター」については区民の認知度が低い状況にあり、「利用したことがある」は1割未満となっています。拠点施設の区民の認知度向上に向けて周知を強化するとともに、区民の参画の場として機能するよう取組を進める必要があります。

▶男女共同参画拠点施設の周知や機能拡充を進める必要があります。

「すみだ女性センター」について、全体で「施設があることを知らない」（50.6%）が最も多く過半数を占めています。次いで、「知っているが、利用する機会がなかった」（26.4%）が多く、「利用したことがある」と「知っているが、名称から誰でも利用できる施設ではないと思った」が同値（9.9%）で続いており、＜認知度＞は46.2%と半数に満たない状況です。区民に施設や取組を広く周知し、利用を促せるよう工夫をする必要があります。



資料：令和4年度墨田区男女共同参画に関する調査

2 施策への提案

施策の方向 計画の推進体制を充実します

【課題】

① 男女共同参画推進体制の充実・強化

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、関係各課や関連団体と連携し、総合的かつ計画的に施策を進めることが重要です。

② 拠点施設「すみだ女性センター」の機能充実・活動強化

男女共同参画の推進のための総合的な拠点施設の機能の充実・発展に取り組む必要があります。情報収集・提供や講座等の実施に加え、区民の参画の場として展開し、効果的な事業展開を進めることが重要です。

③ 民間団体・企業への情報提供と啓発

男女共同参画社会の実現には、一人一人がその意義を理解し、主体的に取り組むことが重要になります。民間団体や事業者等の自主的な取組を推進するために、意識啓発や情報提供を行いつつ、互いに連携を強め、協働による男女共同参画を推進することが必要です。

IV 関係資料

1 墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 性別等に起因する差別等の禁止（第10条）

第3章 基本的施策（第11条—第14条）

第4章 苦情調整機関（第15条—第21条）

第5章 墨田区男女共同参画推進委員会（第22条—第27条）

第6章 雑則（第28条）

付則

日本国憲法にうたわれている個人の尊重と法の下での平等は、全ての人に保障されている権利であり、その権利の実現は、私たち墨田区民の共通の願いである。

墨田区では、地域の特性を踏まえつつ、これまで男女共同参画社会の形成に向けてさまざまな施策を着実に推進し、性別による差別の解消に努めてきた。

しかしながら、家庭、職場、学校、地域社会等において性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行が、今なお存在するなど、多くの課題が残されており、その解決が求められている。さらに、互いの違いを理解し認め合うことの重要性が高まる中、性の多様性を尊重し、性的指向や性自認等を理由とする差別や偏見の解消が求められている。

また、本格的な少子高齢化の進展、家族形態及び雇用形態の多様化等に適切に対応し、一人一人が輝くまちなみとして発展していくためには、性別を問わずその個性と能力を十分発揮できる機会が確保されることが重要である。

私たちは、今ある女性と男性の格差解消を目指すとともに、多様な性を尊重し、性別等により差別されることなく、地域の中で、お互いの人権を尊重し、誰もが共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、区、区民、事業者、地域団体及び教育関係者等の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（以下「男女共同参画

施策」という。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会 性別等にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって全ての人が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

(2) 性別等 生物学的な性別、性的指向（どの性別を恋愛感情又は性的な関心若しくは興味の主な対象とするかしないかを表すものをいう。以下同じ。）及び性自認（自己の性別についての認識をいう。以下同じ。）をいう。

(3) 区民 日本国籍を有するか否かにかかわらず、区内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいう。

(4) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(5) 地域団体 区内において活動拠点を有し、地域活動を行う団体をいう。

(6) 教育関係者等 区内において保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

(7) 性別表現 外面に表れる性別についての自己表現をいう。

(8) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動（性的指向又は性自認に関する言動を含む。）が、本人の意図に関係なく、相手又は周囲の者の尊厳を傷つけ、不利益又は脅威を与えることをいう。

(9) ハラスメント 前号に掲げるもののほか、他者に対する言動が、本人の意図に関係なく、相手又は周囲の者の尊厳を傷つけ、不利益又は脅威を与えることをいう。

(10) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者に対し、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会を形成するため、次の各号に掲げる事項を基本理念として定める。

(1) 全ての人々が性別等に起因する差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。

(2) 全ての人々の性的指向又は性自認が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。

(3) 全ての人々が性別等による役割の固定化をもたらず社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。

(4) 性別等にかかわらず、全ての人々が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。

(5) 結婚、妊娠、出産、育児その他の経験の有無を問わず、個人の自己決定が尊重され、全ての人々の生き方を尊重し合うこと。

(6) 家庭において、全ての人々が対等な構成員として、その人権を尊重し、かつ、協力し合うこと。

(7) 性別等にかかわらず、全ての人々が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。

(8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画施策を策定し、合理的配慮の範囲内において、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 区は、男女共同参画施策を推進するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講じなければならない。

3 区は、男女共同参画施策を推進するに当たり、国及び他の地方公共団体と連携し、協力しなければならない。

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、社会のあらゆる分野における活動において、男女共同参画社会の形成を、合理的配慮の範囲内において積極的に推進するよう努めなければならない。

2 区民は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その事業活動に関し、男

女共同参画社会の形成を、合理的配慮の範囲内において積極的に推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(地域団体の責務)

第7条 地域団体は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その団体活動に関し、男女共同参画社会の形成を、合理的配慮の範囲内において積極的に推進するよう努めなければならない。

2 地域団体は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者等の責務)

第8条 教育関係者等は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その教育活動に関し、男女共同参画社会の形成を、合理的配慮の範囲内において積極的に推進するよう努めなければならない。

2 教育関係者等は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(区、区民、事業者、地域団体及び教育関係者等の協働)

第9条 区、区民、事業者、地域団体及び教育関係者等は、協働して男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

第2章 性別等に起因する差別等の禁止

(性別等に起因する差別等の禁止)

第10条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場において、性別等に起因する差別的な取扱い及びその他の人権侵害をしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント若しくは婚姻、妊娠、出産、育児、介護等に起因するハラスメント(第13条第6号において「セクシュアル・ハラスメント等」という。)又はドメスティック・バイオレンスその他の暴力行為をしてはならない。

3 何人も、他人の性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も、強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

4 何人も、正当な理由がない限り、他人の性別表現を妨げてはならない。

第3章 基本的施策

(行動計画の策定)

第11条 区長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。

2 区長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 区長は、行動計画を策定し、又は変更するときは、区民、事業者、地域団体、教育関係者等その他の個人又は団体の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるとともに、第22条に規定する墨田区男女共同参画推進委員会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第12条 区長は、行動計画に基づく施策の実施状況について、年次報告書を作成し、区民に公表しなければならない。

(推進施策)

第13条 区は、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に必要な事項の調査研究、普及及び広報に関する施策
- (2) 家庭、職場、学校、地域社会等において性別等による役割の固定化又は差別的な取扱いを受けることにより、社会活動における選択の自由が制約されることのないよう必要な措置を講ずる施策
- (3) 性別等にかかわらず、全ての人が、人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策
- (4) 性別等にかかわらず、全ての人が、共に協力し合うことにより、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立することができるよう必要な支援に関する施策
- (5) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場における男女共同参画社会の形成への取組に対する必要な支援に関する施策
- (6) セクシュアル・ハラスメント等及びドメスティック・バイオレンスの防止及びこれらの被害者に対する支援に関する施策
- (7) 事業者に対する雇用の分野における情報の提供その他の必要な支援に関する施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を促進するために必要な施策

(拠点施設)

第14条 区は、男女共同参画社会の形成に関し、区民、事業者、地域団体、教育関係者等その他の個人又は団体による活動の支援、相談、情報収集その他の男女共同参画施策の推進を積極的に行う拠点施設を設置するものとする。

第4章 苦情調整機関

(設置)

第15条 区長は、次条第1項に掲げる事項について、区民、事業者、地域団体及び教育関係者等(以下「区民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として墨田区男女共同参画苦情調整委員会(以下「苦情調整委員会」という。)を設置するものとする。

(申出の範囲)

第16条 区民等が、区長に申し出ることができる事項の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 性別等に起因する差別等、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害されたと認められる事項又は侵害されるおそれがあると認められる事項に関する事。

(2) 区が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関する事。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、区民等は申出をすることができない。

- (1) 裁判において係争中の事項又は判決等のあった事項
- (2) 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決等のあった事項
- (3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項

(所掌事務等)

第17条 区長は、前条第1項に掲げる事項に関する区民等からの申出について、必要があると認めるときは、苦情調整委員会に、当該申出について諮問をすることができる。

2 前項の規定により区長から諮問を受けた苦情調整委員会は、申出に関する調査を行い、調査の結果に関する答申を決定し、区長に送付するものとする。この場合において、苦情調整委員会は、必要があると認めるときは答申において助言、指導、是正の要請等必要な措置を講ずるよう区長に意見を述べることができ。

3 前項の規定による答申の決定は、苦情調整委員会の委員(以下「苦情調整委員」という。)の合議によるものとする。

4 区長は第2項に規定する答申を受けたときは、当該答申を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び講じた措置の内容(以下「調査結果等」という。)を申出人に通知しなければならない。この場合において、申出が前条第1項第2号に掲げる事項である場合には、区長は当該調査結果等を公表しなければならない。

(定数等)

第18条 苦情調整委員の定数は3人以内とし、男女共同参画社会の形成に関し優れた人格識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

(兼職の禁止)

第19条 苦情調整委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の長若しくは議会の議員、政党その他の政治団体の役員又は苦情調整委員会の公正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあると区長が認める職を兼ねることはできない。

(委員の任期)

第20条 苦情調整委員の任期は2年とする。ただし、苦情調整委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 苦情調整委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第21条 苦情調整委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章 墨田区男女共同参画推進委員会

(設置)

第22条 男女共同参画施策を推進するため、区長の附属機関として、墨田区男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第23条 推進委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 行動計画の策定又は変更及び男女共同参画社会の形成に関する重要事項について区長の諮問に応じ、調査し、及び審議し、答申すること。
- (2) 男女共同参画施策の実施状況について調査し、及び審議し、区長に意見を述べること。

(組織)

第24条 推進委員会の委員(以下「推進委員」という。)は、17人以内とし、男女共同参画社会の形成について学識経験を有する者、区民、事業者(法人その他の団体にあつては、その代表者)、地域団体の代表者、教育関係者等その他の個人又は団体の代表者の中から、区長が委嘱する。

2 推進委員は、女性及び男性のいずれの性も委員の総数の4割を超えるように努めなければならない。

(委員の任期)

第25条 推進委員の任期は2年とする。ただし、推進委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進委員は、再任されることができる。

(関係機関等への協力要請)

第26条 推進委員会は、必要に応じて、区民等その他委員以外の者に対し、推進委員会の会議への出席、意見、説明又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(部会の設置)

第27条 推進委員会に部会を置くことができる。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、墨田区規則で定める。

付則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成18年10月1日から施行する。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 国・都の計画(概要)

■ 第5次男女共同参画基本計画

第5次男女共同参画基本計画（R2.12策定）

第1部 基本的な方針

第2部 政策編

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第3分野 地域における男女共同参画の推進

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第7分野 生涯を通じた健康支援

第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

■ 東京都男女平等参画推進総合計画

東京都女性活躍推進計画（R4.3策定）

第1章 ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進

1 生活と仕事を両立できる環境づくり

- (1) 柔軟な働き方の普及・定着促進
- (2) 雇用機会の均等と女性の職域拡大・登用促進
- (3) 女性の就業継続やキャリア形成

2 妊娠・出産・子育てに対する支援

3 介護に対する支援

4 職場や就職活動におけるハラスメントの防止

5 起業等を目指す女性に対する支援

6 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援

7 生涯を通じた男女の健康支援

第2章 男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ

1 生活と仕事における意識改革

- (1) 「働く」の意識改革
- (2) 男性の家事・育児参画に向けた意識改革
- (3) 男女平等参画に向けた意識改革
- (4) 社会制度・慣行の見直し

2 教育・学習の充実

- (1) 学校での男女平等
- (2) 若者のキャリア教育の推進
- (3) 多様な学習・研修機会等の提供

3 あらゆる分野における女性の参画拡大

- (1) 政治・行政等分野
- (2) 防災・復興分野
- (3) 地域活動

第3章 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

1 ひとり親家庭への支援 2 高齢者への支援 3 若年層への支援

4 障害者への支援 5 性的少数者への支援

東京都配偶者暴力対策基本計画（R4.3策定）

第2章 配偶者暴力対策

1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見

- (1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進
- (2) 早期発見体制の充実

2 多様な相談体制の整備

- (1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実
- (2) 身近な地域での相談窓口の充実
- (3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実

3 安全な保護のための体制の整備

- (1) 保護体制の整備
- (2) 安全の確保と加害者対応

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

- (1) 総合的な自立支援の展開
- (2) 安全で安心できる生活支援
- (3) 就労支援の充実
- (4) 住宅確保のための支援の充実
- (5) 子供のケア体制の充実

5 関係機関・団体等の連携の推進

- (1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化
- (2) 民間団体との連携・協力の促進

6 人材育成の推進

7 二次被害防止と適切な苦情対応

8 調査研究の推進

第3章 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

1 性暴力被害者に対する支援

2 ストーカー被害者に対する支援

3 セクシュアル・ハラスメント等の防止

4 性・暴力表現等への対応

3 墨田区男女共同参画推進委員会委員名簿

区 分	NO		プラン見直し部会	氏 名	備 考
学識経験者	1			おか だ たく み 岡 田 卓 巳	弁護士・人権擁護委員
	2	会長	部会長	しい な み え こ 椎 名 美 恵 子	東京都訪問看護ステーション協会会長
	3		副部会長	ひろ た えい こ 廣 田 栄 子	筑波大学名誉教授
	4	副会長	副部会長	やま した ひろ し 山 下 洋 史	明治大学商学部教授
団体関係	5		委員	し ば よう こ 志 波 洋 子	すみだ女性センター運営委員
福祉関係	6			お がわ ひろし 小 川 博	民生委員・児童委員
教育関係	7			か とう さい ち 加 藤 才 智	青少年委員
町会・自治会	8			きた むら か つ み 北 村 嘉 津 美	鐘ヶ淵町会長
	9			た ぶち ま ち こ 田 淵 マチ子	立川二丁目町会長
商工関係	10			こ いづみ えい し 小 泉 英 司	花王株式会社すみだサービスセンター課長
	11			にし か おり 西 香 織	東京東信用金庫調査役
労働関係	12			お がわ み れい 小 川 美 玲	東京都社会保険労務士会城東統括支部 墨田支部
	13			おん だ ひろ き 遠 田 寛 樹	連合墨田地区協議会事務局長
区民	14		委員	こ いけ ひろ え 小 池 尋 江	区民公募委員
	15			よこ い たか ひろ 横 井 貴 広	区民公募委員

(氏名：各区分ごとあいうえお順)

・任期：2022（令和4）年4月1日から2024（令和6）年3月31日まで

4 プラン見直し部会開催状況

時 期		内 容
第1回	令和4年 7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・調査（区民、事業所）、グループインタビュー実施概要について ・今後のスケジュールについて
第2回	令和4年 9月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・区民意識調査集計速報報告 ・墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）の考え方について <ul style="list-style-type: none"> ○国や都、世界の動向確認 ○墨田区の現状確認 ○答申に盛り込む項目（案）について
第3回	令和4年 10月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所実態調査回収結果報告 ・墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）の考え方について <ul style="list-style-type: none"> ○施策体系の検討 ○答申に盛り込む項目について
第4回	令和4年 11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所実態調査集計速報報告 ・施策体系の検討 ・答申の基本的事項確認・内容審議
第5回	令和4年 12月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・施策体系の検討 ・答申の基本的事項確認・内容審議
第6回	令和5年 1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申内容審議 ・答申部会案確定